

総務市民常任委員会会議録

〔令和 6 年 12 月定例会〕

12 月 11 日開催分

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和6年12月11日(水)会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
10:00	議案第65号	令和6年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について	人権政策・男女 共同参画課	3
	議案第55号	筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定について	税務課	5
	議案第56号	筑紫野市税条例等の一部を改正する条例の制定について	収納課	11
	議案第57号	筑紫野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	国保年金課	20
	議案第64号	令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	国保年金課	22
	議案第67号	令和6年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について	国保年金課	26
	所管事務 報告	マイナンバー法等の一部改正法の施行に伴う国民健康保険証等の廃止について	国保年金課	28
	所管事務 報告	地域コミュニティ基本構想、基本計画の見直しに伴うパブリック・コメントの実施について	コミュニティ 推進課	38
	所管事務 調査	コミュニティセンターの役割と活動内容について	コミュニティ推進課・ 市民課	58
	所管事務 調査	本庁舎における展示物設置基準について	管財課	64
	所管事務 調査	災害対策用備品及び備蓄品の配備状況について	危機管理課	67
	所管事務 調査	自治体DXの取組状況について	企画政策課	73

令和6年第5回（12月）筑紫野市議会定例会 総務市民常任委員会

○日 時

令和6年12月11日（水）午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長	八尋一男	副委員長	白石卓也
委員	上村和男	委員	高原良視
委員	山本加奈子	委員	佐々木忠孝
委員	赤司祥一		

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（10名）

議員	西村和子	議員	古賀新悟
議員	檜木孝一	議員	吉村陽一
議員	春口茜	議員	宮崎吉弘
議員	段下季一郎	議員	横尾秋洋
議員	辻本美恵子	議員	城健二

○出席説明員（22名）

企画政策部長	宗貞繁昭	企画政策課長	中尾泰明
DX推進担当係長	力武晋平	情報管理担当係長	花田聡
総務部長	嵯峨栄二	危機管理課長	中村昭治
危機管理担当係長	永田新太郎	管財課長	永利俊美
管財担当係長	橋本泰晴	人権政策・男女共同参画課長	谷典士
人権・同和政策担当主査	横川誠	市民生活部長	杉村真子
国保年金課長	坂田浩章	国保担当係長	宮下無双
コミュニティ推進課長	吉田浩隆	コミュニティ推進担当係長	梅本裕貴
市民課長	高口修	税務課長	大久保泰輔
市民税担当係長	渡邊成祐	市民税担当主任	遠藤開

課 長 倉 掛 伸 夫

収納担当係長 吉 田 聡 子

○出席事務局職員（3名）

課 長 高 木 美智子

主 査 阿 部 早 苗

主 事 井 形 光 介

開会 午前10時00分

○委員長（八尋一男君） 皆様、おはようございます。

それでは、定刻になりましたので総務市民常任委員会を開会いたします。

傍聴の件を御報告いたします。本常任委員会に10名の議員が傍聴に出席しておりますので御報告しておきます。一般の市民の方はございません。

皆様に念のため申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手をしていただき、私、委員長から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言いただきますようお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として、議会だよりに掲載する案件等5案件を予定しておりますので、スムーズな進行に御協力くださいますよう、お願いいたします。

議題に入ります前に嵯峨部長がお見えですので御挨拶をいただいて、併せて市職員の御紹介をお願いいたします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） おはようございます。総務部、嵯峨でございます。

本日は、令和6年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の件を御説明に上がりました。どうぞよろしくお願いいたします。

出席している職員を紹介いたします。

人権政策・男女共同参画課長の谷でございます。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 同じく人権・同和政策担当主査の横川でございます。

○人権・同和政策担当主査（横川 誠君） 横川です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、議案第65号、令和6年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） それでは、議案第65号、令和6年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算の内容につきましては、提案内容補足説明書を用いて御説明させていただきます

す。

提案内容補足説明書の63ページをお開きください。

今回提案させていただきます補正予算につきましては、令和5年度決算において、令和6年度への繰越金が確定したことによるものでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出にそれぞれ174万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ397万6,000円とするものでございます。

歳出予算補正の内容といたしましては、先ほど御説明させていただきました歳出予算額の総額として397万6,000円とするために、174万8,000円を住宅新築資金等貸付事業財政調整基金に計上させていただいております。

次に、歳入予算補正の内容といたしましては、当初予算では、3款1項1目の繰入金に名目で1,000円を計上させていただいておりましたが、繰入れの必要がなくなりましたので、これを補正減とするものでございます。

4款1項1目の繰越金につきましては、当初予算では名目1,000円を計上しておりましたが、令和5年度決算の歳入歳出差引き残額が175万626円で行いましたので、174万9,000円を計上させていただいております。

説明は以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第65号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第65号、令和6年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

部門入替えのため、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議題に入ります前に杉村部長がお見えですので御挨拶をいただいて、併せて出席職員の御紹介をお願いします。

杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 委員の皆様、おはようございます。市民生活部の杉村です。

市民生活部所管で本委員会に提案いたしますのは、説明順に、議案第55号、56号、57号の3件の条例改正と、議案第64号、67号の2件の補正予算でございます。

後ほどマイナ保険証の件と、コミュニティの基本構想計画見直し（案）に関する所管事務報告をさせていただきます。

所管事務調査としましては、コミュニティセンターの役割と活動の内容についての件をお受けしております。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

それでは、税務課職員が自己紹介をさせていただきます。

○税務課長（大久保泰輔君） おはようございます。税務課長の太久保です。よろしくお願いいたします。

○市民税担当係長（渡邊成祐君） おはようございます。税務課市民税担当係長の渡邊です。よろしくお願いいたします。

○市民税担当主任（遠藤 開君） 税務課市民税担当の遠藤です。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願ひします。

それでは、議案第55号、筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

大久保課長。

○税務課長（大久保泰輔君） それでは、議案第55号、筑紫野市税条例の一部を改正する

条例の制定につきまして、御説明させていただきます。

議案書は27ページから28ページ、提案内容補足説明書は23ページから26ページとなります。なお、別紙A 4で1枚の説明資料を配付させていただいております。よろしくお願いいたします。

議案につきましては、条例の一部改正でございますので、提案内容補足説明書と新旧対照表で改正内容を御説明したいと思いますが、国のどのような動きがあつて、今回市税条例を改正させていただくようになったのか、別紙A 4の説明資料にお示ししておりますので、そちらのほうで御説明をさせていただきます。

今回の市税条例の一部改正は、国が公益信託制度の活用を推進するよう、関係法令を見直したことによるものです。

まず初めに、公益信託制度について御説明いたします。説明資料の右上、青色の四角い枠のイラストを御覧ください。表中の①の委託者とは、個人や法人になります。②の受託者とは信託銀行です。③の行政庁は、活動団体の内容を認可・監督する官公庁になります。

改めまして、公益信託制度とは、①の委託者が②の受託者に金銭などの財産を学術研究、社会福祉事業などの公益目的のために財産を預けて、信託銀行は③の行政庁から認可を受けた公益活動団体へ助成することで財産を社会に役立てる制度ですが、これまで③の行政庁による認可・監督の基準が異なることや、税制優遇を得るための制約が多いことで、この公益信託制度の活用が進んでいない状況でした。

次に、中段の法令改正の背景ですが、国は、この制度を個人や法人がより広く活用してもらい、民間による公益的活動が活性化するよう、公益信託法及び所得税法の改正を行つて、認可行政庁の一元化と税制優遇措置を見直すこととしました。

このことから、下段の市税条例の一部改正の内容になりますけれども、個人住民税において、市民が公益活動団体に寄附をした寄附金の一部については、寄附金税額控除を受けることができます。

今回、公益信託法及び所得税法の改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が施行されることになりましたので、これに合わせるよう、本市の市税条例の一部の改正を行うものです。

具体的な改正内容ですが、認可行政庁の一元化については、改正前の県知事または教育委員会から、改正後は県知事に一元化、また、控除の対象となる寄附金は、改正前の金銭から改正後の金銭及び物品等に改正いたします。なお、物品等とは、株式が挙げられてお

ります。

最後に、赤枠の本市税への影響額ですが、これまでこの制度による寄附金税額控除の実績はございません。

次に、提案内容補足説明書24ページを御覧いただければと思います。

こちらは新旧対照表となっておりまして、左側が新しい条例、右側が旧条例になります。その中段の下線部分が、これまで説明させていただいた内容に基づいた改正部分となります。

説明は以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。

先ほど、物品等というのは株式とおっしゃったんですけど、株式だけなんですかね。有価証券とかはないということではなかったでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○税務課長（大久保泰輔君） 現在、国のほうが示してあるのが、株式のみが示されております。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） これは目的寄附という意味合いになるとかいな。何というのか、委託者というか、表示の仕方はお年寄りの分の表現をしてあるやないね。そういう人たちが対象になるわけですか。一般に寄附してからとか基礎控除とかあるよね。だから、こういうふうな形になれば、目的寄附ということじゃないですか。要するにこれにしか使ってはいけませんよというやつなら、普通の分は一般的に税としてお金がつかますが、何かこういうふうな表現の仕方をしたら、お年寄りが死ぬ前に社会貢献するような表現の仕方よ、これ。

どういう意味合いなのか、本当の意味合いはそうなのか。後見人のところとか、いろんな問題と絡んだ上で表現の仕方というか、何か税逃れというか節税というか、そういう方法とかに取られるところがある。そういうものには、何か説明が不十分というふうに私はちょっと思うとやけど、説明いただけたらと思います。

○委員長（八尋一男君） 大久保課長。

○税務課長（大久保泰輔君） 申し訳ございません、イラストがちょっと、委託者の方が高齢者のようなイラストを活用させていただきましたので、そこでちょっと御不明な点が出たのじゃないかなというふうに思います。この委託者というのは、高齢者の方ではなくて、一般の市民の方、それから法人の方になっておりまして、これについては公益信託制度の活用の方で、イラストのほうの方が分かりやすいかなと思ってお示しをただけでございまして、高齢者の方ということではございません。申し訳ございません。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 一般の寄附との違いというか、こういう公益信託制度とかいろいろとしてるけど、一般寄附という、そういう皆、市民の方は特に思いがあると思うよ。要するにね、筑紫野市に寄附していっぱい使っていただきたいという人がいらっしゃるかもしれない。私はそういう余裕がないからできませんけど、そういうものとの違いというものがもう少し詳しく説明できたらなというふうに思います。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○市民税担当係長（渡邊成祐君） こちらのイラストの中で表現させていただいておりますのが、左の公益信託制度の内容になっております。左上の委託者の方につきましては、個人の方とか法人のほうで、いわゆる志があられる方、こういう形で私の財産を使ってほしいということで信託銀行に金銭等を預けまして、それを目的に沿った活動団体に対して活用していくという仕組みでございます。

高原委員がおっしゃってあった一般の方が寄附をするというお話なんですけれども、その活動団体に対して今度は私ども市民が寄附をするという形になりまして、一般的に市民が寄附を行うのはその活動団体に対して行うというものになりますので、何といたしますかね、寄附金の控除とかを一般の私ども市民が受ける部分につきましては、その活動団体に対する寄附に対して控除が受けれるという内容になっております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） この改正の意味が、この説明だけ見ますと、筑紫野市でもこれには実績がないとなってますから、そうすると、この改正に伴ってどういう方たちが出てきそうなのか。あるいはどれぐらいの人たちがこれによって増えていくのかとか。ゼロだったものが増える予想があるんですか。何の影響も、こうやっても影響がないというなら、国が進めたこの改正というのは何か意味があるのかと。意味のないことをやってもしょう

がないじゃないかという議論になっちゃいます。

例えば、筑紫野市ではこれまで実績ゼロですけども、こういう改正が行われてやりやすくなってきたので、大体予測ではこれぐらいだと。今までゼロですけど100人ぐらい増えそうですよとか、100事業所が、税逃れとは言いませんよ、自分たちが心からこういうことに使ってほしいと、そういう希望が出てくる可能性があるとか。

窓口を所管してるので、ゼロだった理由も知ってるでしょうしね、これまで。そうすると、これがこう変わると、そういう人たちの中からしてくる人たちが出てくる予測があるのかないのか。そのくらいの影響調査はやられたか、まだこれからじゃないと分からないなら分からないでもいいですけど。これだと増える見込みであっちこっちでやられるわけで、筑紫野市はゼロだったから、幾つか出てくるかもしれませんぐらいはあるのかないのかね、これだけ答えてください。

○委員長（八尋一男君） 大久保課長。

○税務課長（大久保泰輔君） まず、国が今回見直しをしたのが、公益信託制度というものの活用が進んでないということがありましたので、その活用を個人や法人のほうがりやすくするようにということで見直しを行ったものです。

この見直しによって市のほうに、おっしゃるようにどれぐらいの方とかが申告とか相談とかにお見えになるのかというふうなところですけども、これまでにその実績がないということですので、今回改正をしていただいて、今後どのように相談とか申告が増えていくのかというのはちょっと見守っていきたいというふうに考えておりまして、今回の改正で対象者がどれぐらい増えていくのかという予測というのは、今のところ私どものほうとしてもちょっと推測ができない状況になっております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） この説明資料の中で信託銀行は認可行政庁の認可を受けた公益活動団体へ助成するというふうに書いてあるんですけど、この認可を受けた公益活動団体はどれぐらいあるのかなと。

市民が相談するにしてもいまいち、例えば私がその認可を受けたその中から選ぶということになると思うんですけど、その選び方も、どこがあるかが分からなかったら選びようもないのかなというふうに思うんです。何か所あるとかというのは、本市にどれぐらいそれがあるとかいうのは分かりますか。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○市民税担当係長（渡邊成祐君） 国が報告してあるのが大体400ぐらいあられるということなんですが、福岡県でいきますと、そのうち三つ挙げられておりまして、一つ具体的に言いますと、福岡県の公益信託原学園ナイチンゲール奨学基金というところがございまずけれども、そういった活動団体がございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 一番下の認可行政庁の一元化のところで、県知事または教育委員会だったのが県知事だけに一元化されたということだと思うんですけど、市に実績がないんで計りづらいかもしれないんですが、一元化されたことで要は本市の職員だったりの方の業務が簡素化されたかどうか。もともとの教育委員会というのが、県知事または県の教育委員会だけで、どっちみち実績があっても本市の中でのそういう業務が簡素化されたりというのは関係ないのかどうかというのを教えていただけたらと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○税務課長（大久保泰輔君） 今、赤司委員がおっしゃいましたとおり、ここで言うこの教育委員会というのが県の教育委員会になりますので、市のほうの教育委員会のほうには影響がないというふうに考えてます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

私から確認ですが、高原委員の質疑の中で節税になるのかということが少し出たように思うんですが、これが節税となればたくさんの方がするんじゃないかと思うんですけれども、それについてはどうでしょうかね。

係長。

○市民税担当係長（渡邊成祐君） 活動団体に対して寄附を一般の市民がした場合に、寄附金税額控除という市民税からの控除が受けられるようになりますので、そういう意味では寄附をすることで節税につながる内容となります。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） ないようですので、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第55号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第55号、筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案どおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管課入替えのため、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議題に入ります前に杉村部長から出席職員の御紹介をお願いします。

部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 続きまして、議案第56号になります。収納課職員が自己紹介をさせていただきます。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） 収納課長、倉掛と申します。よろしくお願いいたします。

○収納担当係長（吉田聡子君） 収納課収納担当係長の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、議案第56号、筑紫野市税条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。

倉掛課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） それでは、御説明をさせていただきます。

まずもって御説明の流れといたしましては、最初に議案書で申しますと、29ページから

32ページがこの議案の記載になってます。補足説明書では27ページから38ページ、それと個別の資料を準備させていただいております。議案書補足説明書に最初触れた後に、個別の資料で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、議案書29ページでございます。

議案第56号、筑紫野市税条例等の一部を改正する条例の制定についてということでございます。

これ以降、30ページ、31ページ、32ページについては、実際の条文を記載させていただいておりますが、今回対象となる条例が11条例ございます。督促手数料に関する市の条例で11条例ありますので、それは後ほど個別資料の中でこういった条例になるのかということも、併せて御説明をさせていただこうと思っております。

続きまして、補足説明書のほうの27ページでございます。補足説明書27ページでございます。

こちらも表題は一緒でございますので、筑紫野市税条例等の一部を改正する条例の制定についてということで、今回の条例改正は、市税をはじめ、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金等など、あとは土地区画整理事業清算金に係る督促手数料を廃止するものであり、関係する11条例について一部改正を行うものです。

督促手数料を廃止する主な理由は、一部の金融機関において納期限が過ぎた納付書へ督促手数料100円を追記、記入をして収納する事務の対応が終了し、督促手数料の公平な徴収が見込めないことです。

また、督促手数料を廃止することにより、コンビニエンスストアで納付可能な期間を延長することが可能になり、納税者の利便性が向上するとともに納付書再発行の必要が減り、事務の効率化と経費の削減が実現できるものと考えております。

ということで、一応理由をざっくりと説明をさせていただいておりますけども、この内容ではちょっと分かりにくいということで別紙資料を御準備させていただいております。

提案内容補足説明書について、28ページ以降についてが、それぞれ条文の新旧対照表になっておりますので、御参照いただければと思います。

そこで、収納課で御準備いたしました個別の資料のほうを御覧いただければと思います。

まず、表紙のほうでございます。先ほどの表題に続きまして、督促手数料の廃止ということで括弧書きで入れさせていただいております。

表紙をめくっていただきますと、2ページが内容でございます。まず、督促手数料につ

いてということで、督促は、税などが納期限までに納付されない場合、最初になされる納付の請求であり、地方税法の規定により発しなければならないものとされています。また、未納が継続する方に対しては、この督促状の送達を要件としてその後の滞納処分、いわゆる差押え、強制執行ですね、が執行されるものとなっています。

地方税法などでは、督促手数料は市町村条例によって定めることにより徴収することができるとの規定があり、現在、市税条例において督促状1通当たり100円を徴収しなければならないものと定められています。

ということで、説明の中で督促手数料と本税に対しての賦課金が、延滞金というのがございます。延滞金と督促手数料は全く別物でございますので、参考としてその下に青書きで延滞金について御説明を入れております。

延滞金は、その基礎となる地方税、本税ですね、が納期限までに納付されないときに発生し、本税の納付と同時に確定する附帯金でございます。令和6年度には、納付期限から1か月間は年率2.4%、1か月経過後は年率8.7%の延滞金が加算されるものになっております。極めて高い率を法で決めております。以前は、14.6%というかなり高額な延滞金を課しておりましたけれども、一般的な世間の情勢に應じるべきではないかということで、それ以降は毎年毎年財務省のほうで延滞金を決めていくというのが、今の流れでございます。

2番目、中段以降の分で廃止の理由についてでございます。

廃止の理由は二つ大きな項目がありますが、その一つの項目として、督促手数料の徴収について公平性が損なわれている状況にあるということでございます。

督促状発送日以降に納税する場合には、当然督促手数料を加算して納付していただく必要がございます。納付の際に、督促状を用いて納付される場合には、あらかじめ督促手数料が100円加算された督促状兼納税通知書を送っておりますので、100円を加算された本税と一緒に納付がされることになっております。

しかしながら、毎年、年度当初に全ての期をまとめてお送りする納税通知書、これを用いて督促発送後に納めていただく場合には、督促手数料の記載がないために、銀行とか郵便局とかの窓口で督促手数料の発生の有無を電話で市に確認をしていただきながら、督促手数料100円が発生しておれば、その納付書に直接100円を追記していただく、こういった事務をお願いしておりました。そして、100円を加算した金額を収納され、それを市に報告をしていただくというような、従前はそういった流れになっておりました。

現状を申し上げますと、そういった100円を追記していた事務を負担していただいている金融機関と、今、そういった事務をできないということではいただけてない金融機関が存在しており、今、納税者間で取る人もおれば取れない人もいるというような公平性が保たれていない状況になっております。

これは、令和3年に一部の金融機関から、納付の際には窓口での追記事務には対応できない旨の正式な通知がなされて、当初は一部の金融機関ですが、現在では都市銀行を中心に、同じような形でそういった事務ができないというような形の通知がなされておりますので、現状、そういったきちんと納付追記事務ができている場合とできていない場合が混在しているというのが現状でございます。

市といたしましても、納税者の公平性は担保しなければいけませんので、仮に、これは公平な徴収を実現しようとした場合には、本税のみが納付されました場合は督促手数料100円のみが滞納となってしまいます。その督促手数料を請求するためには経費、こちらの括弧書きで郵便代、印刷して納付書を作る費用、それと封筒代などなどがかり、1件当たり約145円が必要となってまいります。

また、その後においても、納付のない方については、督促手数料100円についての滞納処分、滞納整理、いわゆる差押えを実施しなければならないという状況になりますので、事務的な負担も生じるし、コスト的にも現実的ではないんじゃないかというふうに考えております。

次に、3ページになります。3ページの2番目の理由でございます。黄色書きで書かせていただいております。

コンビニ収納期間の延長により納税者の利便性を高めるということで、本市では督促状発送後は100円を加算して納付する必要があるために、先ほど申し上げました年度当初にまとめてお送りする納税通知書には、コンビニの取扱いを納期限までというふうにさせていただいております。納期限到来以降は、銀行とか郵便局など、いわゆる人がいらっしゃる窓口で納めていただいて、そういった事務をしていただくようにということでしてまいりましたので、納税者の方にとっては、納められる場所とか時間帯が非常に制限されることとなります。督促手数料を廃止することによって、コンビニ窓口での取扱期限を延長して納税者の利便性を高め、ひいては収納率向上に寄与すると考えております。

実際に、納期限が参りますと、今、市税、国民健康保険税、介護保険、様々な税目がほぼ全ての月の月末に納期限が設定されておりますけれども、納期限が到来すると、やはり

お問合せがかなり多く、窓口でも1日50件から100件単位でお問合せがっております。そういった場合には、コンビニでは使えないということを御説明をして、金融機関に行っていただくようにしておりますけれども、当然こちらのほうとしてはそういった御案内をするのは仕事の中で当然のことなんです、それだけの納税者の方が、納期限以降はどちらで納税するかということに対してお問合せがあるということは、そのお問合せも少なくする必要があるというふうに、この理由の中でもちょっと考えておるところでございます。

実施の範囲です。次に、実施の範囲について御説明申し上げます。

今回督促手数料を廃止するということに当たりましては、一部の市で扱っているいろいろな納付金の中から、一部のものだけ督促手数料を廃止するということでは、市民の方にとって非常に分かりにくいのではないかなというようにことで議論がされて、督促手数料ということを徴収している全ての条例について改正の対象にしようということで一括改正を、今回、提案させていただいております。

実施の範囲です。

市税条例、これはもちろん、市県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税に係る納付に関する督促手数料の関係です。

次が、後期高齢者医療に関する条例ということで、後期高齢者医療保険料に関する督促です。

介護保険料についても介護保険そのままでございます。

次が、福岡広域都市計画事業筑紫駅西口土地区画整理事業の施行に関する条例ということで、土地区画整理事業の清算金に係る督促についてでございます。

その次が、水道事業給水条例ということで、これはもちろん上水道の請求に関する督促に関してでございます。

続きまして、飲料水供給施設給水条例というのが、これは簡易的な浄水施設が柚須原にございますので、これについての御請求の督促についてでございます。

次が、下水道条例。下水道についての御請求に対する督促に関してでございます。

その次が、汚水処理施設管理条例ということで、いわゆるコミプラ、小規模の下水処理施設に関する条例に関する御請求の条例でございます。

その次が、筑紫野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例ということで、都市計画画区域の下水道を布設する際には、その建設費の一部を受益者の方に御負担いただいて今後の下水道事業を発展するためにこういった受益者負担金をいただいております。これは、

建設して接続するときに1回のみお支払いいただくものでございますが、これに対する御請求に対する督促についてでございます。

続きましてが、農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例でございます。これは、もちろん下水道区域外に農業集落排水がございますので、この使用料に対する御請求に対する督促でございます。

最後は、特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例。これは、都市計画区域外の下水道の受益者に関する分担金、負担金を御請求する際の条例でございます。

以下、11の条例について一括ということで御提案をしております。

経過措置として、本条例施行前に生じた督促料については、従前の例により徴収を継続するというのを附則に定めております。なので、条例可決後については新しく発生しませんが、今まで督促手数料を御請求した分については、継続して納めていただくように進めていくということでございます。

実施の時期としては、令和7年4月1日の施行ということで考えております。

周辺他市の状況でございます。

福岡県内60市町村のうち41市町村が既に廃止済みでございます。筑紫地区では春日市が平成26年、大野城市が昭和52年、太宰府市が令和2年、那珂川市が平成27年に廃止をしております。ちょうど同時期に、いろいろ周囲の情報をお聞きしておったら、ちょうど八女市についてもこの12月議会に同じ廃止の条例を上程しているというような情報を聞いております。

最後に、令和5年度の決算額としまして、科目ごとに入れておりますけども、督促手数料の決算額としては、合計として339万7,245円ということで決算しておりますので、最後に記載をさせていただいております。

説明は以上になります。よろしく御審議いただきたいと思います。お願いいたします。

○委員長（八尋一男君）　ありがとうございました。

ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君）　提案理由補足説明のところに、納付書の再発行の必要が減り云々とあって、経費の削減が実現できると考えていると。どれぐらいの経費削減が見込まれるのかなというのが1点です。

それと、今、他市の状況の御説明があったんですけど、結構大野城とかも昭和52年に廃

止になって、市民にとってもすごく便利がよくなることなので、逆にもうちょっと早くしてもよかったのかなと思ったんですが、今になったのはこの提案理由説明に書いてあるとおりだとは思いうんですけれども、もっと早く検討とかはされなかったのか。

この2点をお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○収納担当係長（吉田聡子君） 発行に係るコストにつきましては、主に人件費、郵送代、あとは100円請求したときの収納手数料等なんですけれども、合計しまして116万7,000余りのコストがかかるというふうに試算しております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） その時期になったということで、これが大野城市の昭和52年というのが、こちらで把握する限り北九州市も昭和51年、福岡市も昭和50年、かなり早い時期にこれは廃止をされております。恐らくその当時に督促手数料を取る取らないということで事務効率をよくするというで昭和50年代に政令市を中心にそういった動きが行われておりましたので、その一環で大野城市もそういった流れで廃止されたと思われます。

こういった流れが、まず追記事務という手で処理する事務がなぜ出てきたかといいますと、これが平成27年にバーコード収納を入れた後に各自治体のほうでバーコード収納の期間を広げたいとか、バーコード収納があると追記処理が難しくなってなかなかその整合性が取れてないということが様々論議でいろいろ問題化されて、それをその自治体その自治体で把握していった時期によって御提案の時期の差が出てきているのではないかなというふうに考えます。

私どもももう少しこういうのを早く気づいて早く御提案するべきだったということは重々承知をしておりますけれども、把握した後には速やかに御提案をさせていただいて、そういった流れにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 2点お尋ねです。

今回、11条例の改正ということなんですけど、この11条例以外にもその督促手数料を取り続けるものがあるのかどうかを知りたいのが1点です。

あと、一番下のこの督促手数料の決算額について、左から三つの市税等、国保、介護に

関しては690円とか15円、40円というふうに100円の倍数になってない。端数が出てる理由を教えてください。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） 最初が……。

○委員長（八尋一男君） 11条例以外。

○収納課長（倉掛伸夫君） すみません。一応こちらは11条例と、こちらで御審議していただきますけど、規則に対しても三つの規則がございますけども、条例に関してはこの11条例で全てでございます。

それと、端数に関しましては、なぜ端数かと申し上げますと、これが強制執行をして私どもで銀行口座を差押えをさせていただいてそれを税に充当した場合には、差押えした金額が例えば1万1,050円とか、そういった強制執行の額によって端数が生じたものがこういった端数に現れてるというふうなことで御理解いただければと思います。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） これは質問じゃないんですけど、ちょっと細かい点で。すみません、この一番右下の合計のところ、右側がカンマじゃなくて点になってるんで3,397.245円みたいに見えます。資料として残ると思うので修正をお願いします。

以上です。

○収納課長（倉掛伸夫君） はい、申し訳ございません。

○委員長（八尋一男君） いいですか。高原委員。

○委員（高原良視君） これは、納期限の表示はどうするのかな。納期限の表示。納期限は年度末ですか。それとも期数で4期とか6期とかずっとあるでしょう、あれには期ごとにするでしょう。最終的にそれは全部的に督促が発生しない分の表示の分やら、そしたら年度末に納期限にするのかな。督促手数料が発生しないと。そしたら、やっぱり非常に難しいとは……、あと、滞納の分の取扱いの分の納税者の皆さんがそういうものがいろんなが出てくると思います。そのこのところの納期限。

だから、この説明の文章がいろいろごちゃごちゃ言うんじゃないで、もうちょっと納付書を出して、納付書がこういうふうに変わりますよとか、そういうものでされたほうが非常に分かりやすい。だから、納付書がどんなふうになるのか。どういうふうを考えてあるのかなと思って。期数の分がずっとあるでしょう。それと一括の分もあるだろうし、そういうものがどういうふうな取扱いを考えてあるのか。来年4月からですけどね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） 来年の4月以降に発送する納税通知書ですね。もともと100円の督促手数料は、期別に100円が賦課されていくものでございますので。

○委員（高原良視君） いやいや、そんなじゃなくて、どういうふうな記述をするんですかと、納期限を。今までと同じ……。

○収納課長（倉掛伸夫君） 今までと同じ。

○委員（高原良視君） 同じことをするわけね。

○収納課長（倉掛伸夫君） はい、同じどおりに御請求差し上げて、督促手数料という項目自体が全てなくなります。納付書については項目がなくなるだけでございます。

○委員（高原良視君） じゃあ納付期限が入るでしょう。納付期限が入るですよ。納付期限が入って、今、コンビニの分については納付期限が来ても取扱いするという部分になるんですね。そういうことですか。

○収納課長（倉掛伸夫君） はい、そうです。

○委員（高原良視君） そうしたら何も関係ないやんね。そうやろう。今までもコンビニでも納付期限が過ぎたら取り扱いませんやろう。

○収納課長（倉掛伸夫君） はい。

○委員（高原良視君） 今度は、コンビニは納付期限が来ても全部取り扱えるったいな。

○収納課長（倉掛伸夫君） できるようになります、はい。

○委員（高原良視君） 税以外の分についても全てそういうふうなもんですか、影響は。コンビニ納付の分。コンビニで納付するのは……。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） 今までコンビニで取扱いをしておったものについては、延長して全てコンビニで取扱いの期間が延びることになります。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 税以外でコンビニ納付ってないですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） 今は、すみません、上下水道受益者負担金についてもバーコードで納付をしております。実際、条例の中でバーコードを使ってないものもございしますが、柚須原の対象者がちょっと若干少ないものとか、そういうものはバーコードでは収納しておりませんが、やはり督促手数料といった、同じ基準でなくしていこうという考

えてやっております。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第56号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第56号、筑紫野市税条例等の一部を改正する条例の制定についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○委員長（八尋一男君） 時間1分前ですが、おそろいですので始めたいと思います。休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議題に入ります前に杉村部長から出席職員の御紹介をお願いします。

○市民生活部長（杉村真子君） お疲れさまです。

それでは、議案第57号と議案第64号、67号、そして、所管事務報告まで、国保年金課職員が自己紹介をさせていただきます。

○国保年金課長（坂田浩章君） 国保年金課長の坂田と申します。よろしくお願いいたします。

○国保担当係長（宮下無双君） 国保担当係長の宮下です。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、議案第57号、筑紫野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。

坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 議案第57号、筑紫野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案書は33ページから34ページ、提案内容補足説明書39ページから41ページとなります。説明につきましては、提案内容補足説明書で御説明をさせていただきます。ただいまからページのほうを通知いたします。よろしいでしょうか。タップのほうをお願いいたします。提案内容補足説明書39ページを御覧ください。

今回の条例改正につきましては、児童扶養手当における所得制限の緩和に伴いまして、児童扶養手当法施行令の一部改正が行われたことから、筑紫野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例において、当該施行令を引用している部分に項ずれ等が生じたので、条例の一部を改正するものでございます。

次の40ページを御覧ください。新旧対照表になります。

ひとり親家庭等医療費の支給における所得制限の根拠規定として引用しております児童扶養手当法施行令において、第2条の4第5項が削除となり、それに続く第6項から第8項が順次1項ずつ繰り上がることとなりました。そのため、引用条文の項ずれを修正するため改正を行います。

まず、対象者の所得の上限額を規定しております。第3条第2項第4号並びに第5号で引用しております施行令第2条の4第8項を施行令第2条の4第7項に、またその下、第3条第2項第6号で引用しております施行令第2条の4第7項を施行令第2条の4第6項に改めます。

以上、第8項が第7項に、第7項が第6項にと1項ずつ繰り上がりますが、所得制限の上限額の内容に変更はございません。

続いて、隣の41ページを御覧ください。今回の改正と併せまして、若干の文言の修正を行っております。

まず、第5条において、「引き続き」の文言について「き」の送り仮名を加えております。

また、第9条においては、市長の文言の前に句読点を加えております。

さらに、第11条につきましても、「その支給」の語句の前に句読点を加える修正を行っております。

説明は以上となります。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） これにて質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第57号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第57号、筑紫野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第64号、令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。

坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 議案第64号、令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明をさせていただきます。

令和6年度筑紫野市特別会計補正予算書の3ページから16ページとなります。内容につきましては、提案内容補足説明書により説明をさせていただきます。ページのほうを通知をさせていただきます。タップをお願いいたします。61ページ、提案内容補足説明書61ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ341万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億2,930万3,000円とするものでございます。

歳出予算補正の内容でございますが、1款1項1目職員給与費を現在の職員体制や給与格付等で再計算した結果、341万9,000円減額するものでございます。

続きまして、歳入予算補正の内容でございます。5款1項1目一般会計繰入金金を847万

7,000円減額するものでございます。内容は、職員給与費の減額分及び社会保障・税番号制度システム整備補助金の補助額確定による減額分となっております。

また、8款1項2目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金を505万8,000円計上いたします。内容は、令和6年度におけるマイナンバーカードと被保険者証の一体化に係るシステム改修等への財源措置に係る補助金額が確定したため、計上をさせていただくものでございます。

次に、債務負担行為補正について御説明をいたします。

特別会計予算補正の予算書になりますので、少々お待ちください。ただいまページを通知させていただきました。6ページを御覧ください。特別会計補正予算書6ページでございます。

まず、資格確認書等作成及び封入封緘業務委託についてですが、健康保険証の廃止以降、マイナ保険証未登録の方へ資格確認書の一斉発送に当たり、6月から7月にかけて発送準備をすることとなりますが、入札から帳票のテストなどの業者打合せを勘案すると、本年度中に契約を締結する必要があることから、250万4,000円を計上させていただいております。

次に、国民健康保険税納税通知書等印刷製本につきましては、納税通知書の印刷に当たり、同じく作業工程を勘案し1月下旬に契約する必要があるため、162万5,000円を計上させていただいているところでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（八尋一男君）　ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君）　今の資格確認書の分なんですけれども、何名予定だと予測されてるのか、お尋ねします。

○委員長（八尋一男君）　課長。

○国保年金課長（坂田浩章君）　現在のところでございますが、資格確認書につきましては、2万1,000通ほどの印刷を予定しております。

また、世帯ごとに取りまとめいたしますので、発送の通数としましては1万3,000通ほどを予定させていただいてるところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 質疑のある方、ほかにございますか。

高原委員。

○委員（高原良視君） 今聞いたら1万3,000世帯あるということなんですね。えらい進んでないですね。これは全国的なものだろうけど、どういう周知の仕方をしていくのかなと思って。毎年こんなお金がずっとかかったりしていくんだったら、そういう分の周知、まあ国がしていかなければいけないことだろうけど、どのように考えておられますかね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 後ほど所管事務報告のほうでもその件についてはちょっと触れさせていただきたいとは考えておりますけれども、非常に通数が多いということで、すなわちそれだけマイナンバーカードの取得が基本になりますけれども、その後のマイナ保険証へのひもづけが進んでいないということの反映だろうというふうに考えております。

市の広報紙ですとかホームページ、それから、SNS等を活用しまして、啓発のほうにつきましては随時進めさせていただいてるところでございます。

保険証につきましては、私どもは国民健康保険、後期高齢のほうの所管になりますが、あと社会保険もございます。そういったところも含めまして切替えがなかなか進んでないということだろうと思います。

ただ、現行の保険証につきましては、私どもが7月頃ですかね、8月からの保険証を一斉発送させていただいてまして、それが来年7月末までの有効期間となっておりますので、それを当面はお使いいただけるということになっております。政府のアナウンスとしましても、経過措置といたしまして12月2日から1年間は既存の保険証を使えますよというアナウンスをしているところです。

ですので、そういった状況も踏まえて、マイナンバーカードは持ってるんだけどまだひもづけまではしてないという方も大多数おられるのではないかというふうに思います。その経過期間1年間の進み具合もしっかりと注視をしながら、今後、推進についての取組も引き続き進めていかなければならないということと考えております。

ちなみにですけれども、後から数字のほうについては報告させていただきますが、全国的な登録率とか普及率から考えますと、筑紫野市は全てにおいて若干ではございますが上回ってる状況とはなっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 提案内容補足説明書の61ページのほうなんですけど、すいません、ちょっと私の不勉強の部分もあるかもしれませんが、歳出予算補正で341万9,000円、職員手当等が減額になってると。人員配置だったり給与のアップダウンでというふうにおっしゃってたかと思うんですけど、今の御時世に給与が下がるとかということはない中で341万減ってるというのは、単純に人が減ったのかなというふうに思うんですけど、それが例えば人員不足につながってないのかとか、残業につながっていないのかとか、その辺りは大丈夫なのかなというのをちょっとお聞かせいただければと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） この職員給与費、職員手当等ですね、人事異動等によるものということで書かせていただいております。具体的には、今年度の予算要求させていただいて、その後、人事異動がございました。私も含めて人員が替わっておるわけございまして、人が替われば給与が変わりますので、その結果としまして、最終的に減になったということでございまして、実質の配置人員が減ったということではございませんので、人員の交代に伴って結果的に金額が減ったというところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、ちなみになんですが、例えば保険証を発行していた予算は幾らだったのかなと。資格確認書のこの限度額が250万4,000円ですけど、これをする前って、保険証を発行していたわけですよね。その金額を比較したいので、お幾らだったか分かれば。

○委員長（八尋一男君） しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午前11時18分

再開 午前11時18分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

係長。

○国保担当係長（宮下無双君） 保険証も例年ほぼ同額を計上してます。資格確認書と保険証というのは、名称は異なりますが、形状はほぼ同じものですね。

マイナ保険証に切り替える人が多くなれば、この資格確認書を発行する人数も減ります

が、一方、資格確認情報のお知らせという新たな印刷物をその方たちに渡します。今回計上しております2万1,000枚の中には資格確認情報のお知らせに切り替わる人も含まれていると思いますので、その分の印刷送付も含めて、何%が切り替わるかまだ分かりませんので、予算不足にならないよう例年と同規模の債務負担の金額を上げさせていただいてるところです。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 質疑のある方はほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） これにて質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第64号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第64号、令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第67号、令和6年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。

坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 議案第67号、令和6年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

令和6年度筑紫野市特別会計補正予算書の47ページから60ページとなります。内容につきましては、提案内容補足説明書により説明をさせていただきます。ただいまからページを通知をさせていただきます。タップのほうをお願いいたします。提案内容補足説明書67ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,382万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ31億6,655万8,000円とするものでございます。

歳出予算補正の内容ですが、2款1項1目広域連合納付金を1,382万8,000円増額するものでございます。内容としましては、10月からの公金取扱手数料の有償化に伴いまして、広域連合より、高額療養費等を振り込む際の振込手数料の費用負担分として156万6,000円、また、令和5年度の療養給付費負担金の額確定による精算分といたしまして1,226万2,000円を計上するものでございます。

続きまして、歳入予算補正の内容です。3款1項1目事務費繰入金を1,382万8,000円増額するものです。内容は、ただいま御説明しました歳出予算補正における広域連合納付金見合いの分を計上させていただいております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（八尋一男君）　ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君）　国保にあった資格確認書の債務負担がここにはないのは、福岡県がするという事でよかったですか。

○委員長（八尋一男君）　坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君）　後期高齢者医療の資格確認書、同様のものが発送されるわけですが、その分につきましては保険者である広域連合のほうから発送されて、各市町村がお届けをするという段取りとなっております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君）　これで質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第67号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君）　討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第67号、令和6年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

それでは、所管事務報告、マイナンバー法等の一部改正法の施行に伴う国民健康保険証の廃止についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。

坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） マイナンバー法等の一部改正法の施行に伴う国民健康保険証等の廃止について御報告をさせていただきます。

資料を発信いたします。タップをお願いいたします。別途説明資料のほうを用意させていただいておりますので、こちらを御覧ください。

御承知のとおり、マイナンバー法等の一部改正法の施行によりまして、令和6年度12月2日以降、現行の健康保険証の取扱いが廃止され新規発行されなくなることから、マイナ保険証利用への移行、もしくは資格確認書の提示による医療機関受診となっております。

なお、既に発行済みの健康保険証につきましては、原則券面記載の有効期限まで利用可能となります。国民健康保険及び後期高齢者医療に係る保険証につきましては、原則令和7年7月31日まで有効な保険証を発行しておりますので、移動がなければその期限までそのままを使いいただけることになります。

医療機関受診時における例示を下に示させていただいております。

マイナンバーカードを取得された方のうち、既にマイナ保険証登録済みの方につきましては、医療機関窓口においてマイナ保険証の認証手続により受診をしていただくことになります。また、マイナ保険証未登録の方につきましては、現行保険証の有効期限前までに行政が発行いたします資格確認書を御提示いただくことで受診することとなります。

一方、マイナンバーカード未取得の方につきましても、同様に資格確認書を発送いたしますので、それを提示していただき受診することとなります。

参考といたしまして、9月時点ではございますが、マイナンバーカード及びマイナ保険証関連の普及状況を掲載させていただいております。マイナンバーカードの交付率につきましては79.7%、そのうちマイナ保険証の登録率及び利用率についてお示ししております。国民健康保険につきましては、登録率64.4%、利用率21.3%、後期高齢者医療につきましては、登録率60.9%、利用率15.4%となっております。

国におきましては、保険証取扱廃止から1年間を経過措置期間といたしまして従来の保険証利用を認めていることから、マイナ保険証の利用推進を図りながら、今後1年間の普及状況について注視していく必要があると考えております。

最後に、制度周知に関する取組について記載をさせていただいております。今年7月の健康保険証一斉発送にあわせまして、保険証廃止のお知らせチラシを同封しております。また、10月には市ホームページ及び広報紙11月号において、保険証の取扱いについて掲載をいたしました。同じく11月には、フェイスブック、X、LINEといったSNSを活用し、同様の情報を発信しております。窓口及び電話応対におきましても、制度についての周知啓発を実施しておりまして、今後も被保険者の御意向に沿った柔軟な対応に努めてまいります。

以上、保健証の廃止に関する御報告でございました。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 報道によりますと、いろいろ混乱が起こっている。医療機関でも起こってますし、市役所の窓口でもいろいろあるというふうに思いますけれども、その原因は何だというふうに、これは事務事業調査ですからお聞きしておきたい。さっきは議案でしたから。事務事業調査ですからあえて聞かせていただきます。その原因は何だと推測をされていますか。

私は、やっぱりごり押しをし過ぎたんじゃないかと。対象者、被保険者の理解だとかそういうものが十分でない下で、担当大臣が「やっちゃう」と言ったことから始まっているような気がしてるので、大変な御負担が皆さんにかかっているんじゃないかというふうに思っています。仕事の上では大変だろうなというふうに私は勝手に今推測してるんですけど、実態的にはどうですかというふうにお尋ねしておきます。

○委員長（八尋一男君） 坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 新聞報道、テレビ報道等でもいろんな混乱の情報というのが報道されておりますので、皆さん御承知のことかと思えます。

私どもの窓口、電話応対でもそうですけれども、やはり医療機関窓口、そこでやはりなかなか認証手続が進まなくて混乱を来すと。また、医療機関のスタッフについてもその回避策というのも十分精通して対応してる状況ではないところもあるかと思えますので、医

療機関窓口においてはかなり混乱を来してるのではないかというふうに推察をするところ
です。

ちょっと話は外れますが、私も定期薬を春日のクリニックに定期的に取りに行ってるんですが、先日マイナンバーカードで認証しましたところ、認証が通りませんでした。パスワードで通そうとしましたらパスワードのボタンが反応しなくて、仕方がなかったのでマイナンバーカードを引き抜きました。そうしますと初期画面に戻りますので、もう一度自分のマイナンバーカードを差ししますと、また認証の画面に移ると。そこで顔認証をもう一回通しますと、今度は通りました。私でもそうで、かなり高齢者のかかりつけを広く受け入れているクリニックですので、私が見る限りその作業をしてるのは私だけでしたので、高齢者の方は引き続き保険証を提示してそのまま受付に進まれてあるんだろうというふうに推察はいたしますけれども、基本的にマイナンバーカードの普及推進が進んでないというところもありますし、そこはまずそのメリットの部分が十分周知されてないという側面もあろうかと思います。

また、手続きにつきましても、先ほどちょっと、ごり押しというお話も出ておりましたけれども、体制は整ったが、システム的な内容については私どもも熟知してない部分はございまして、やはり、通るべき顔認証が通らないとかいったシステム的な不具合も併発して
るような状況がございますので、窓口での受付というのはかなり困難を極めてるのかなというふうに心配をしているところでございます。

今後、普及推進をどんどん進めていく中で、顔認証の比率がどんどん増えていって、そういういった手続を求められる患者さんもどんどん増えてこられると思いますので、システムの改修は私どもが直接タッチできる部分ではございませんけれども、そうした状況も見ながら、例えば医療機関から私どもに電話がかかってくることもあろうかと思います。そういう際は、私どもとしてできることは、なるべく患者さんをお待たせしない、その時間を極力短く抑えられるように的確なアドバイスを早急にやるということです。

例えばなんですけども、資格情報のお知らせをお持ちいただいてないのかどうかの確認ですとか、あとはマイナポータルによる確認、あとは、最終的には申立書を書くことによ
って医療機関を受診できるような手続という余地も残されておりますので、そういう部分も、患者さんというよりもこれは医療スタッフに対してということになろうかと思いま
すが、なるべく時間をかけずに周知をしていく、緊急避難的な対応をお願いするというふうな形でなるべく迅速に対応をしてまいりたいというふうに考えておるところでございま

す。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 確認のできる病院なり薬局にあるでしょう。あれはそれぞれみんな同じじゃないんでしょう。そして、あれは医療機関とか薬局で購入される。これはそれこそまとめて国が同じものをするというふうにしないと、そこそこでいろいろトラブルが、今言われたトラブルとかいうものがあるんだけど、筑紫医師会の中でもそのところ、初めはずっと導入されてないという病院もあったし、薬局だけそれはされてるとか、そういうものがあつた。そういう部分の統一性というか、やはりマイナンバーカードを日本全国100%にしていくためには、そういうものも含めた補助というか、そういうものがどういうふうになっているのかなと思って伺いいたします。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○国保担当係長（宮下無双君） 医療機関が使ってますマイナンバーカード読み取り機というのが、メーカーは複数あると思いますが、国が指定した規格に基づいて作られておりまして、そんなに乱立してるような状況ではない、あくまで片手で数えられる程度の種類しかないはずです。

で、この導入につきましては、機械の購入費プラス高速インターネットに接続しなければいけませんから、そういった設備投資が必要になるということで、数年前から医師のほうからそのような資金がないから援助してほしいという話で、国からもそれなりの措置が過去あっておりまして、現在、ほぼ、100%までいってありませんが、どこの医療機関でも既に設置済みであります、どうしても機器の購入費だけならまだしもインターネット回線の設置の工事を考えると費用が捻出できないということで廃院を決めた老医師一人でやっているクリニックがあつたりしました。

それで、国としては、どうしてもという申立てがあればマイナンバーカード読み取り機を設置しなくてもよいという許可を与えてる病院が全国で若干あり、我々の知ってるうちでは太宰府市に1クリニックあるということなんですね。

そういった場合は、マイナンバー保険証は使えませんから、従来どおり保険証、それか、今度は国が新しく作りました資格情報のお知らせなる新しい種類の書類ですね、そういった病院があることを踏まえてそういった書類が新たに作られているという経緯があります。

ですので、まとめますと、そういった若干の例外はありますが、マイナカードの読み取

り機についてはほぼ全国的にどの医療機関にも設置済みであると考えております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。関連ですか。

○委員（高原良視君） いや、関連じゃなくして。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） この説明の資料の最後に、被保険者の意向に沿った柔軟な対応に努めますというふうに出てきたんで少しほっとした気持ちになったんですね。何でかというとな、2か月前に病院に行ったときは、「マイナンバーカードを出してください」と言われても私は持っていないので、保険証もひもづけにしていません。「持ちません」というと「どうしてですか」と、「あなたになぜ言われなきゃいけないんですか」と、そのときは言ったんです。「これは義務にはなっていないので、持ってなくてもいいでしょう」と言ったら、むすっとしてましたもんね。薬をくれないかなと思ったら、ちゃんと保険証があるのでくれましたけどね。

この間、10日ぐらい前に行ったらね、「マイナ保険証を持っていますか」と言われ、「持っていない」と言ったら、「あ、分かりました」と言って、こっちは柔軟でした。

ですから、そういうふうに対応が2か月したら被保険者に優しくというか、後期高齢者に優しくなったのかなと思っていて、私はここに1行ある被保険者の意向に沿った柔軟な対応というのは、本当に徹底していただかないと、分からないまま、不安なままひもづけすると、がちがちになるんですよ。病院で並んでる人たちのところに行ってみれば分かりますけどね、どうしていいか分からないので、何のカードと、そういう人も中にはおられる。付添いで来なきゃならないような人たちは分からないですよ。後期高齢者医療で車椅子を押してもらって連れてきた人たちは全然それは分かりませんから。

そういう点での丁寧な対応がないと、今の医療保険制度、皆保険制度が揺らぎかねないようなことになるので、私はきちっとそういう柔軟な対応というようにことが、医療機関と行政が話し合いながら対応されていくであろうと、そういうことがあって、2か月前よりこの間のほうが柔軟だったのかなというふうに思ってます。相手が顔認証で、この人はうるさいからというふうには思わなかったかもしれませんのでね。やっぱり私はそういうことを大切にしていきたい。行政対応が問われるところです。大変現場は迷惑されてるかもしれませんがね、そこは奮闘していただきたいと。そうしないと、後期高齢者で独り住まいだったり介助が必要な人たちにとってみると、この問題はとても不親切ですわ。

後でもきつとほかのやつもいっぱい出てくるんですよ。コンピューター化が進みますと、便利なようでそこから取り残される人たちがいるということを承知してやっていただければありがたいなと思います。

ぜひそういうふうに努めていただきたいと思います、先ほど実情はお伺いしましたので、もうこれでいいですけども、そういう被保険者の実情があることも承知をしといていただければと思います。

終わります。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 私、上村委員と考え方がちょっと違うんですが、マイナ保険証というものになるでしょう。そうした場合に、皆さん、病院に幾つか行かれて、薬手帳とかね、併せてどういう薬を持ってますかというふうになるですよ。そしたら、今度はマイナ保険証とかになれば、薬手帳は廃止になっていいんじゃないかと私は思うんですよ。皆さん、それで全部。そのためだもんね。どこの病院に行ってもこういう病院にかかっている分ということで、この薬手帳とかは必要ないんじゃないかと思うんですよ。

でも、実質的には、薬手帳の分が全部これに反映されていないとね。現実的に、現実的に。やっぱりそういうものの改善をされて、じゃあ薬手帳はもう要りませんよと。じゃあ何でかといったら、マイナ保険証の分、後期高齢者になれば率も下がってますよね。お年寄りの人にね、薬手帳はどうだこうだじゃなくて、それで薬手帳はきちっとしてね、それに記入されていけば、薬手帳の提出も要らないし、いろいろ病名はどうですかといって医療機関にお年寄りの人がかかったときに、分かりませんよね、どういう病気を持っていますとか。そういうものがこのマイナ保険証とかになってきたら、それこそそういうものに活用されるべきだと。

そういうものに活用されて、反映がどのぐらいされているか知りませんが、そういうものがあれば、私はこのマイナ保険証制度が100%近くになるんじゃないかというふうに思うんですが、そのところの医師会との関係もありましょうし、国との関係もありましょうし、そのところも検討はいかがなものかなと、私は個人的に思います。

○委員長（八尋一男君） 課長、分かる範囲で結構ですから何か答弁があれば。

課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） お答えにそのままなるかどうかは分かりませんが、今、委員御指摘のお薬手帳ですよ、確かにおっしゃるとおりリアルタイムで最新の情報

を見ようとする、お薬手帳を見せてもらうのが一番早いんですよ。マイナ保険証で処方
の状況を確認しようとする、その方の病院の通院頻度にもよりますが、最新のものが
まだ反映されてませんというふうなタイムラグ的なものもございますので、そのシス
テムの熟度と申しましょうか、そういったところもまだまだ課題はあるのかなというふう
に思います。ですので、薬局としても、私どもが直接指導をさせていただいてるわけでは
ございませんけれども、恐らく薬剤師さんは「お持ちであれば出してください」が当分続
くのかなというふうな感じで見ております。

医療機関との連携はもちろん私どももでき得る限り速やかに努めてまいりたいと思いま
すけれども、システム的な部分とか様々な要素が絡んで今の状況になっておりますので、
ちょっと全てを私どものほうでは対応が難しい部分はありますけれども、マイナ保険証の
業務に絡む所管課の一つとして、でき得る限り速やかなアドバイスですとか情報提供のほ
うをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

ちょっとお答えにはなっていないかもしれませんが、まだまだ今後の1年間の猶予期間内
にどういうふうな形で進捗していくのかはしっかりと見定めていきたいというふうに考え
ておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 聞き漏らしてたら申し訳ないんですが、マイナ保険証を持っ
てもマイナナンバーカードでの受診等が困難な高齢者とか障がい者の方は、申請いただく
ことで資格確認書を無償で交付することができるというふうに聞き及んでるんですけれ
ども、先ほどのそのことに対する周知は、この制度周知に関する取組、今御説明いただいた
この中でそのことも言っているのでしょうか。

また、その市民の皆さんの周知と、今現在そういう申請が市に来ているのでしょうか。

また、国保に関しては、市で申請すればいいと思うんですけど、後期高齢の方は市で申
請ができるのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） この資料の一番下の「意向に沿った柔軟な対応」とい
うところを先ほども触れていただきましたけれども、その方その方で状況が異なりますので、
資格確認書がどうしても必要だという方はたくさんいらっしゃると思います。例を挙げる
ならば施設入所者の方とか持ってない。じゃあマイナナンバーカードをスタッフに預けるの

かと。マイナンバーカードがそもそもそういう代物ではございませんので、そういった方というのは、本来、実態を把握できた分については速やかに行政のほうで資格確認書を発送して、預けるのであれば資格確認書をスタッフに預けるというのが正しい使い方なのかと思っておりますので、そういった部分についてはそれこそ柔軟な対応というところにも触れてきますけれども、即日発行できるように努力をしていきたいと考えております。

周知につきましては、そこを全面的に押し出した周知というのは今のところやっております。あくまで推進としての情報提供をさせていただいてるところですので、そこは問合せは既にいただいておりますので、どこかの時点でこういう手段もございますよというふうな周知を図らなければいけないかなというふうに考えております。

既に市民課のほうも各施設へのマイナンバーカードの出張の手続等も進めている現状もございますので、そことも連携しながらしっかり保険証についても対応していきたいというふうに考えております。

あと、後期高齢ですね。国民健康保険は私どもが保険者でございますので、私どものほうで発行しておりますけれども、後期高齢につきましては、窓口は私どもです。ただ、保険者である後期高齢のほうに情報伝達をして、後期高齢者医療保険の連合会のほうから保険証が来てそれをお渡しするということになりますので、後期高齢については若干のタイムラグが、お待たせする場合が出てくるというふうに考えております。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） ありがとうございます。

その場合、その代理の方が申請できるのか。どの程度の代理の方、例えば本人が行けないといった場合、代理の方でも申請はできるのか。

○委員長（八尋一男君） 坂田課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） 申請につきましては、理由があれば代理の方でも受け付けるようにしております。

○委員長（八尋一男君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） この健康保険証の取扱廃止に伴って、昨今テレビでずっと広報とかされてるんですけど、僕、マイナンバーカードの交付率が意外と高いんだなというふうにちょっと驚いたんですけど、本市の今年度のマイナンバーカードの交付率とマイナ保険証への登録率というのは、伸びというのは大体状況的には、その予測というのは何かあれば教えてください。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） マイナンバーカードの取得自体は市民課のほうでやっておりまして、今回、保険証の登録率、利用率の報告というのが若干タイムラグが遅くなっておりますので、そこに合わせさせていただかないと比較できないということであえて9月ということで載せさせていただいております。

既に市民課に確認しましたところ、直近では80%を超えてる状況になっておりますので、右肩上がりで順調に伸びてはおります。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 保険証も併せて伸びてるということですか。

○国保年金課長（坂田浩章君） はい、そうですね。保険証も国民健康保険、後期高齢、いずれも右肩上がりで伸びてはおります。

○委員（佐々木忠孝君） ありがとうございます。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） ちょっと調べてもいまいちよく出てこなかったもので、数字のこのパーセントの意味についてお聞かせ願いたいんですが、例えばこのマイナ保険証の国民健康保険のほうの登録率と利用率、それぞれ3倍ぐらい差が開いてると思うんですけど、例えば私も夏ぐらいに、坂田課長と一緒に病院に行ったときにその場でマイナ保険証を登録して、一応登録できて、それ以降はずっとマイナ保険証を使ってるんですね。ということであれば、登録してる人はそれ以降、多分ずっとそれを利用してるというふうに考えると、登録率と利用率って結構もっと近い数値になるんじゃないかなと思ってて、ただ、この差が開いてるということは、よく病院に行ってる人が登録をしてなくて、毎回マイナ保険証を使用していないという意味なのか、この利用率と登録率に差がある理由というのを教えていただけたらなと。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保年金課長（坂田浩章君） まず、見方としましては、マイナンバーカードを取得された方の中で、国保の被保険者の方でマイナ保険証を登録された方がそのうち64.4%と。なおかつ、その64.4%の登録された方の中で実際に医療機関で認証に使われてある方が利用率として表しております。

ですから、委員おっしゃるとおり、登録は済んでるんだけど窓口には出してないと

いう方がまだまだ多いというのは、先ほども御説明しましたとおり、まだ経過期間中ということで、既存の保険証とマイナ保険証が混在した状況に今ございますので、登録はしておたんだけれども、例えばキャンペーンでポイントとかでかなり登録率を上げるようなキャンペーンも国のほうも張ってございましたけども、その辺で登録はしたんだけれども実際にはまだまだ手続には使っていないという方が大多数おられるというのがこの数字から見えるのかなというふうに考えております。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） ということであれば、すみません、この21.3%って病院に来る人全体の21.3%が利用してるということだと思ってたんですけど、そうじゃなくて、登録してる人の中の要は5分の1ぐらいしか使われてないということではないんですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○国保担当係長（宮下無双君） そうですね。分母は登録率を100とした場合のそのうち21.3%という考え方です。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。

○委員（赤司祥一君） はい。

○委員長（八尋一男君） これで質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

そしたら、お昼少し前ですけど、お昼休みにして、少し繰り上げて12時50分から再開をいたします。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○委員（上村和男君） 相手があることですから。執行部は。

○委員長（八尋一男君） 執行部はいいですか、12時50分とかからで。1時からでない駄目ですか。

○委員（上村和男君） 昼休みが取られんということになるから。

○委員長（八尋一男君） 1時からの方がいいですか。それは部長……。

○市民生活部長（杉村真子君） どちらでもいいですけど、じゃあ1時からで。

○委員長（八尋一男君） じゃあ、1時からやりましょう。よろしくお願いします。

休憩 午前11時50分

再開 午後0時58分

○委員長（八尋一男君） 再開前でございますが、おそろいでございますので昼からの分

を始めたいと思います。休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

杉村部長より出席職員の御紹介をお願いいたします。

部長。

○市民生活部長（杉村真子君） お疲れさまです。午前中の説明が大変長くなってしまいまして、申し訳ありませんでした。

午後からは、地域コミュニティ基本構想、基本計画の見直し案を御報告させていただきます。併せて、所管事務調査としてコミュニティセンターの役割と活動の内容について、コミュニティ推進課のほうから御説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、コミュニティ推進課職員出席しておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） こんにちは。コミュニティ推進課長の吉田です。よろしくお願いいたします。

○コミュニティ推進担当係長（梅本裕貴君） こんにちは。コミュニティ推進課係長をしております梅本です。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、所管事務報告、地域コミュニティ基本構想、基本計画の見直しに伴うパブリックコメントの実施についてを議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。

吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） それでは、地域コミュニティ基本構想、基本計画見直しに伴うパブリックコメントの実施について御説明させていただきます。

6月議会の本委員会で御説明いたしましたが、現在のコミュニティ運営協議会の実情を踏まえ、各コミュニティ運営協議会の役員の皆様と協議調整を行いながら、見直しに取り組んでまいりました。

見直しに当たりましては、コミュニティ運営協議会に携わる方々へアンケートを実施し、アンケートの内容について、コミュニティ運営協議会会長、事務局長とヒアリングを行ってまいりました。

資料の2ページ目を御覧ください。

コミュニティ運営協議会へのアンケート及びヒアリングでの主な意見を取りまとめたものでございます。

人手不足により、現在取り組んでいる事業に手いっぱい、新たな事業を立ち上げることはできない状態にあるとのございました。

また、コミュニティ運営協議会同士の連携がなかなか取れていないとの御意見もあり、情報交換の場を設け、連携が図られる仕組みづくりが求められております。

また、役員の成り手不足があり、特に事務局長の成り手がいないことから、コミュニティ運営協議会の活動を総括する人材をどのように発掘、育成していくのかという御意見が各コミュニティ運営協議会からの共通の意見で出されたところでございます。

主な意見をまとめますと、人材不足により事業運営が手いっぱいであり、役員や部会長を含めた成り手不足を解決するために、人材の発掘、育成が必要となっているということでございます。

次のページを御覧ください。

コミュニティ運営協議会からの御意見を受けまして、コミュニティ基本構想、基本計画の主な見直し方針といたしまして、人材不足による事業運営への支障については、コミュニティ運営協議会事業に対して、市は運営支援を行うこと、協議会相互の連携、強化をすること、必要に応じてコミュニティ運営協議会事務局への人的支援を検討すること、また、成り手不足、人材の育成、発掘につきましては、各コミュニティセンターの利用団体とのつながりづくりや、主催講座をはじめとした各種講座を活用した地域の担い手となる人材を発掘、育成することを見直しの方針とし、今後、各コミュニティ運営協議会と協議しながら必要に応じて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、各種情勢変化による見直しの方針といたしましては、コミュニティ運営協議会が設立して10年以上が経過し、平成28年に締結いたしましたパートナーシップ協定による市とコミュニティ運営協議会の互いの役割を再確認するとともに、協議会が自主運営を行っていく上での持続可能な組織づくりを目指すこととしております。

また、これまで市は、コミュニティ運営協議会に対し指導、助言を行ってまいりましたが、今後は対等なパートナーとして互いに連携、協力しながら、協働のまちづくりを推進してまいります。

最後に、現在、二日市コミュニティにおいて、小学校区ごとの三つのコミュニティに分割する方針で取組が行われておりますので、コミュニティの活動拠点となる施設整備を含めた各種支援を行っていくこととしております。

なお、本計画の計画期間は令和7年度から令和14年度とし、おおむね8か年度の計画と

しておるところでございます。

今御説明いたしました見直しのポイント及び主な変更点などにつきまして、基本構想、基本計画の案を御覧いただきながら内容の説明をしたいと思います。

まずは、基本構想をお開きいただければと思います。基本構想の2ページ、サイドブックスでは5ページになります。御覧ください。

まず、こちらの（２）望ましい地域コミュニティの姿というところの２段落目になりますが、今、この構想の中に、自助、共助、公助という新たなキーワードのほうを明記しておりますが、以前の構想では分権、参画、自治という言葉キーワードにしておりました。今、コミュニティの協働のまちづくりの中でこの自助、共助、公助というキーワードを使ってまちづくりのほうを進めておりますので、こちらのキーワードを変更させていただいておるところです。

次に、3ページ目になります。基本構想3ページ目です。サイドブックス6ページになります。

1行目になりますが、筑紫野市の現状というところで、平成28年7月に、市は、地域コミュニティの中核であるコミュニティ運営協議会とパートナーシップ協定を結びという、こういった文言を以前は平成21年度にこの構想を策定しておりますので、このパートナーシップ協定の内容が入っておりませんでした。現在、パートナーシップ協定に基づいて協働のまちづくりを推進しておりますので、この文言を入れさせていただいております。

次に、4ページ目になります。

中ほどになりますが、太文字の○コミュニティ運営協議会を中心とした課題解決の推進というところがございます。こちら、これからコミュニティ運営協議会を中心として様々なまちづくりを進めていくというところで、コミュニティ協議会を中心としたというところを明記させていただいております。

次に、ページ、少し飛びますが、7ページ目になります。サイドブックスは10ページになります。

大きな3、地域コミュニティづくりの方向性、（３）のところでございます。本市が取り組む重点項目でございますが、コミュニティ運営協議会の自主運営支援ということをしていただいております。以前が、このコミュニティ運営協議会の組織化というところに重点項目を置いて取り組んでまいりましたので、現在、各コミュニティは組織化ができております。自主運営に既に入っておりますが、その支援をしっかりと行っていくというところ

ろで、こちらの自主運営の支援というところを入れさせていただいております。

続きまして、8ページ目になります。サイドブックスは10ページになります。

一番上になりますが、市とコミュニティ運営協議会の連携と協力というところがございます。先ほども御説明しましたが、これまでは指導、助言という言葉を使っておりましたが、今後は連携、協力というところに進めていきたいというふうに考えております。その中にもパートナーシップ協定に基づき支援を行っていくということを明記させていただいております。

以上が、コミュニティ基本構想における主な見直しのポイントの説明でございます。

続きまして、基本計画のほうの説明をさせていただきます。

基本計画の7ページ目を御覧ください。サイドブックスは10ページになります。

7ページ目の中ほど少し下になりますが、コミュニティ運営協議会の役割というところがございます。こちらは、パートナーシップ協定書のほうに明記しておりますコミュニティ運営協議会の役割というところに明記された活動の内容になっておりますので、そちらをこちらの計画のほうに明記させていただきまして、コミュニティ運営協議会のほうで再確認をするという意味を込めまして記載をさせていただいております。

続きまして、28ページになります。サイドブックス31ページになります。

一番下段のほうになりますが、コミュニティ運営協議会の将来展望というところで、本計画は令和7年度以降の自主運営期というところに入ってくるというところを明記しております。その横に、パートナーシップ協定に基づく自助、共助の推進というところに明記をさせていただいております。

続きまして、計画の34ページになります。サイドブックス37ページになります。

中ほどの市の取組というところがございます。先ほど見直しの御説明をいたしました人材発掘、育成のところがございますが、市の取組でございます。コミュニティセンターにおける主催講座をはじめとした各種講座を活用し、地域における活動の担い手となる人材を発掘し、育成する事業を行っていきますといったところを明記させていただいております。

続きまして、35ページになります。サイドブックス38ページになります。

こちらの中ほどの市の取組というところになりますが、2行目終わりから3行目にかけてになります。必要に応じてコミュニティ運営協議会の事務局への人的支援についても検討を行いますという文言を入れさせていただいております。

続きまして、ちょっとページ飛びますが43ページ、サイドブックス46ページになります。

コミュニティ運営協議会相互の情報交換というところで連携の部分でございます。市の取組というところの2段落目になりますが、コミュニティ間での情報交換であるとか、定期的に事務局長や各部長が出席する会議は開催されておるんですけども、今後にも必要に応じてこういった情報交換の場を設けて、各コミュニティ運営協議会相互の連携強化、情報の交換ができる場を設けていくということを明記させていただいております。

続きまして、47ページになります。サイドブックス50ページです。

二日市コミュニティの再編でございます。市の取組のところでございますが、小学校区ごとに区域を再編し、コミュニティ運営協議会の活動の拠点であるコミュニティセンターを整備します。新たにコミュニティ運営協議会を設立するに当たって各種支援を行いますということで、二日市コミュニティの分割に向けて、市のほうもこういった各種支援を行いますということを明記させていただいてるところでございます。

主な変更点などについての説明は以上でございます。

今年度、コミュニティ運営協議会等アンケートを実施しまして、ヒアリング等を実施しましたが、コミュニティ基本構想、基本計画の見直しの素案をそれに基づき作成してまいりました。

その後、再度、コミュニティ運営協議会にヒアリング等をした内容を踏まえて、つくった素案を再度意見聴取を行った上で、またコミュニティ運営協議会の7人の会長と、この素案について最終確認を行いまして、見直しの方針について御了解をいただいたところでございます。

最後に、今後のスケジュールについてでございますが、パブリックコメントを令和7年1月6日から2月4日まで実施する予定で考えております。パブリックコメントを経まして、今年度末までに見直しを完了することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま報告を受けましたが、質問のある方は挙手を願います。
山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。

これは本当、いろいろ見ていて、まず最初にお伺いしたいのが、全部主語が大体「コミュニティ運営協議会は」となってるんですけど、そもそもコミュニティ運営協議会の会長

の役割というものはどんなふうに思ってもらえるのかなというのが1点ですね。コミュニティの会長に義務とか責任とかが発生するのか。もしそれが発生するのであればそれに見合う対価があるのが当然だと思うんですけど、その辺の見解をまずお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 会長の義務といいますか、そういうところなんですけども、よく会長の方々が言われるのは、あくまでもボランティアでやってますということが前提で、自分たちができることは自分たちでやろうと思うと。ただし、できることにも限界があるというところがございますので、地域の資源といいますか人材も含めてですけれども、そういったところでできる範囲をやるのが我々の仕事であると。また、会長はその地域のいろんな部会等の方針とかその辺を取りまとめて相互連携を取ってというところでの役割を果たしてるというところがございますので、報酬については会長たちの意見交換の中でも様々な御意見はございますし、他市のコミュニティの会長たちのそういった報酬額であったりを視察の中で聞くこともあるんですけども、会長たちの率直な御意見で言うと、ちょっと金額が低いんじゃないかと。その辺は今後どのような形でしていくのかというのは、また協議会の方々と協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） どうぞ、山本委員。

○委員（山本加奈子君） まずこれを聞いたのは、そもそもコミュニティ運営協議会というのが主語になった場合に、その中にいる協議会の人たちは変わるわけで、しかもボランティアであると。しかも、今自立期に入りましたとなったときに、運営協議会という会が自立するというのは、ある意味、会社が1個できるぐらいの……、それがどういう自立を指してるのかなと。もしそういうことをするんだったらボランティアじゃ無理だし。

そもそも、市のこういう、今回いろんなものの表示を変えるということで、条例があると思うんですけど、コミュニティ基本条例ですね。その条例の改正とかも考えてもらえるのか、パートナーシップ協定の文言も変わるのか。根本的な見直しが何か必要かなと。補完性の原理とかが書いてあるけど、本当にその補完でいいのかという御意見を持ってらっしゃる方もたくさんいらっしゃる中で、まず今言った分の御答弁をちょっとお願いします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 今、山本委員が言われた御質問に即答はちょっ

とできかねますが、ただ、今、会長たちが7人集まって意見交換をされる中に、今後、市と一緒にまちづくりを行っていく上で、対等なパートナーと言いながら、お互いになかなか協議する場というのがないじゃないかという御指摘を受けております。それで、今、7人の会長の中でそういった協議の場をつくるためにどのようにしたらいいのかというところを御議論をいただいておりますので、何らか方向性が今年度中には出てくるのではなかろうかというふうに考えておりますので、その動向も踏まえて今後のコミュニティの在り方というものを考えていく必要があるのかなというふうに思います。

協議の場というのは、当然地域の課題、こういったものがなかなか地域だけでは解決できないという部分もあるかと思います。その辺りを市に、こういう支援をもっとしていただかないとできないんだよというような提言ができる場をつくりたいという7人の会長のほうから今御意見を伺ってますので、その辺の動向を見ながら、当然そういった協議の場ができるような形で筑紫野市としても支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 今の話を聞いてると、7人の会長たちの協議に委ねられてるというか、そこを中心にやると。まちづくりをそこで決めるんですか。というのが一つです。

もう一つは、どういう筑紫野市のまちづくりを進めるつもりなのか。その心はと聞いたらどう答えるつもりなのか。

ちょっと理念なきまちづくりみたいなことに——これを読んでも、どういうまちづくりを進めるんですかという、パートナーシップ協定に基づきやりますとか、それは運営についてでしょう。そういうことを含めてどういうまちづくりをしようとしてるのかというのがすっぱり抜けてるなど。

筑紫野市は人権尊重のまちづくりをずっと掲げてやってきた。私から言うとても優れたまちづくりをしてると。いろんな施策は遅れていようとも、そういうところだけはきちっとしてきましたと人に誇れるようなところがあつたように思ってるので、それはどうしたのかと。そこはひとつ、さっき言った7人の会長たちの協議で中身を決めるんですか。というふうに聞こえたので。そうでなければどこで決めるのかというね。

それから、私たちは説明を受けて、そうですねで終わりでいいんですかと。パブリックコメントにして、はい、これで出来上がりましたというものにするのならそれでいいです

けども、私から言わせると、いい加減な構想に予算をつけろと言ったら、どうやってつければいいんですかと。

これね、足りない、ややこしい、難しいですよというのがずっと書いてあるんですよ。アンケートもそうだし、役員の人たちの話もそういうことがあるんですよ。このままいつでも難しいなと。そして、市が適切な支援をと書いてある。支援の中身が書いてない。

そうすると、これに予算をつけろと言って、あなたたちが予算案を出してきたときね、私たちは賛成しがたいですよ、言っときますけど。何のためにこれをやるのかね。市民にとってはどういうことが有益なのかね。あるいは市民がどういう役割を果たしながらやっていくのかということが、それは7人で決めるなら決めてもらってもいいですけど、私たちは関与してないのであずかり知りませんよというふうに言っているものならそれでも構いません。その代わり、予算が出てきたときは、私は、これはどういう根拠で言ってるのかなというふうに質疑をせざるを得ないでしょう、このままだと。

つくって、事務当局として何か感じるものがあったら言ってください。そこがはっきりしないと審査する基準がないんですよ。これで何を目指してるのかという。いいですか。何を言ってるか分かりますね。答えてください。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 何をを目指すのかというところが問われてると思いますが、やはり少し前とも社会情勢がちょっと変わってきております。ここに来て各コミュニティ運営局や地域からの先ほどお話ししました課題については、人手不足というのが非常に言われております。これは、一つ、働き方が変わってきたというところが大きなところじゃないかなと。これまでは60歳定年で、そこから地域の活動に入ってきた方々もいらっしゃったんですけど、今、70、もしかしたら健康であればもっと働く人も出てきて、いよいよ働きながら地域の活動もというのが非常に難しくなってきたというふうに感じます。また、一部で地域の活動等についても、役員をされてる方は非常に負担が大きいんだと。また、動員のような活動もあると。非常にそれが多過ぎるというようなお声も聞いております。そういったところをいま一度整理する必要があるのかなというふうに考えております。

いろいろ今の地域の課題、また、市民の皆様のニーズというものは多様化しておりますので、そういったところをどのように、地域によってこれもまた優先順位が変わってこようかと思っておりますので、そういったところの御意向も踏まえながら、市のほうも一緒になっ

てまちづくりを進めていくというところを今回の基本構想、基本計画のほうでうたわせていただいているところでございます。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 関連ね。高原委員。

○委員（高原良視君） 上村委員の質問は、何を目指してるのかという質問だったんですが、今のお答えは運営上の問題をお答えされましたよね、課長さんはね。協議会の運営上はこうですよ。上村委員は、こういうものでどういうものを目指しているのか、コミュニティの分ではと聞かれた。今、いろいろ言われますけど、協議会の性格と位置づける中に運営協議会の役割とか書いてあるね、ここにね。五つあるよね。こういうのが役割ということは、そういうものを目指しとるということかなと思いながら、そして、それが結果的にこれをする、いいまちになるのかなとか。知りませんけどね。

だから、上村委員の質問とはちょっとね。何を目指しているのかと言ったら、運営上の問題でいろいろあろうけど、これは私どもも、委員長を中心にコミュニティ運営協議会と今度、議会報告会をしたときに、意見のアンケートとか、こんなのはまさしく一緒なんですよ。だから、それは承知してるんですけど。

それで、この書いてある中に、ちょうどこの資料の中では自治会の役割までこの中で入ってますよね。自治会といたらそれぞれの田舎のほうなら田舎のほうとかいろいろあるね。小さな区なんですよ、区長さんがおられるね。その区長さんは、こうしなさい、ああしなさいというのはここからでなるのか。だから、各地区のコミュニティ運営協議会の下部組織という表現の仕方になる、これだったらね。下部組織よね、これね。7ページに書いてあるね。自治会の役割、3項目。これはまさしくコミュニティ運営協議会の下部組織に、各自治会、何々区、何々区とかあるじゃないですか、がこういうことをしなさいとか。これはまさしく下部組織になる、この表示の仕方では。だから、ちょっとと思いながら。

みんな、この委員会のメンバーはね、この基本構想とか基本計画とか出たけれども、同じようなものばかりつくって何をするのかという話の中で、一番最初で、パブリックコメントの中で、アンケートの結果の分で、問題解決に向けた取組と。事業における財政支援、それから人的支援の検討とか。どんなことをするのか、いつするのかと、ずっとこれは言ってきたことやんね。そういうものを含めて全然先も見えないし、一、二年これでごまかしておけば終わるけれども、そういうもんでもないかなと思いながらね。

もう少し実のあるものということで、私、今、何点か示しましたが、よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） 答弁を求めますか。

○委員（高原良視君） はい。

○委員長（八尋一男君） 部長。

○市民生活部長（杉村真子君） すみません、御意見たくさんありがとうございます。

総務市民委員会のほうで先日議会報告会を開催されたというお話も伺っております。会長たちのほうからたくさんの御意見が出されたということを報告も受けております。

今、筑紫野市地域コミュニティ推進条例という非常にすばらしい条例もありますし、それを受けてパートナーシップ協定を各コミュニティと結んでおります。それを基本にしながら、先ほど山本委員のほうからも御意見がございました、条例を変えるつもりはあるのかということでしたけれども、この計画を策定することに当たっては、今のところ条例を変えるということは考えていないところでございます。この条例とパートナーシップ協定をしっかりと見据えた上で今後やっていくと、筑紫野市のコミュニティ施策をですね。

今、10年以上たっておりまして、コミュニティも設立されて、しっかりそれぞれコミュニティも組織化が、先ほど課長の説明もございましたけれども、できているというような状況があつてますので、今後さらに、筑紫野市と協働で、もちろん最初パートナーシップ協定も結んでおりますけれども、しっかり市と一緒に地域の課題解決に向けて取り組んでいこうということを今後もこの計画にのっとってやっていきたいというふうに思ってますので、委員各位にも御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（高原良視君） 私のは、それでもう終わりですか、答弁は。

○市民生活部長（杉村真子君） 自治会の分をちょっと。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） すみません、先ほどの自治会の役割でございしますが、コミュニティ運営協議会の下部組織であるのかというところですけども、自治会がコミュニティの中に入っているという意味合いですね。今、自治会長さんたちがコミュニティ運営協議会の中に役員として入られてますので、そういった中で、コミュニティの取組とともにこういった、一番小さなコミュニティの単位といいますか、それで言うと自治会というのは住民の方の最寄りのコミュニティになりますので、そういった中でできる

ところをやっていただくという意味合いでのこの役割というところを記載させていただいております。

中には、自治会の規模がだんだん小さくなってきて、なかなか活動がままならないよというところもちよっと出ておりますので、そういったところはコミュニティ運営協議会のほうが、そういった地域についても一緒に取組を進めていくという意味合いでこちらのほうにコミュニティ運営協議会の役割と自治会の役割というところを明記させていただいているところがございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良規君） 私はね、この役割というよりも、その前の中段のところに書いてありますよね、地縁団体や機能団体と連携しというものですよね。そういうもので連携をしていくという分で連携してから頑張りなさいということでしょう。そこでね、役割というようなものじゃないんじゃないかなとは思いますがね。そうしないと難しいんですよ。大体そこで機能してると思います。

○委員（上村和男君） ちょっと重なりますが。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） どういうまちづくりを進めるのかとお尋ねしたんです。要するに、市が各コミュニティ運営協議会と協働して、一緒に働きながらどういうまちづくりを目指すのかと。7コミュニティに共通している市としての一環した心ね、まちづくりの、それは何ですかというふうに分かりやすく聞いているんですよ。あなたたちが答えないので、心はないのかと。うたい文句のようにして、どこにだってそれは書いてあることだから、それぐらいしゃべってくれないと、私は引っ込みようがないでしょう。筑紫野市は何を目指してるんですかと。そのときの基本的な考え方や基本的な姿勢は何かと聞いているんです。

それなしで、自主運営がだんだんできるようになったんで、今度はもっとやってと。それで、役員が足りないんで、あれね、これねというところの対策を議論するのなら、私は、7コミュニティの会長たちが協議して、相談して、どうしようかという案を出しても、それは構わないんですが、筑紫野市全体のまちづくりの中でコミュニティ運営協議会がどういう役割を果たしながら進んでいくのか、この基本線がはっきりしていないとね、おかしいことになってくるんですよ。

7コミュニティ運営協議会は、あなたたちの下にいるあれですか。市の機構としてつく

ったんじゃないんですか。何なんだ、これはと。こんなものはないほうがいいんじゃないかと言いだしたらどうするつもりですか。目的もはっきりしない組織をつくって、人手が不足してる、金が不足してる。こうしたのは誰のせいですか。

私たちは、やっぱり反省も含めていろいろ考えなければいけないと、この間、議会報告会でいろいろお話を聞かせていただきながら、今、考えているところです。そういう立場の私たちにとってみると、何を報告しているんだ、これはというね。何のために報告しているかと。これがまちづくりの基本構想とどう結びついてるのかということもはっきりしてないので、だんだんむっとなってくるんですよ。

分かるでしょう。無視してくれてるので、無視し続けるなら無視し続けていいから。重ねて、高原委員にもお尋ねいただいたんですよ。それに答えないなら答えなくていいけど、もうやめればいいんだ、こんな説明は。どうですか。

○委員長（八尋一男君） 部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 御意見ありがとうございます。

筑紫野市は、地域住民が主体となった地域社会を推進していきたいというふうに考えており、その基盤になるのがコミュニティというふうに考えておりますので、しっかり、本当、先ほども申し上げましたそういう視点でやっていきたいというふうに考えております。

あと、先ほど上村委員のほうからも御指摘がございましたけれども、人権尊重のまちづくりということですが、このコミュニティ基本構想、計画を作成するに当たりまして、私ども、人権尊重の視点というのを基盤に据えて、こちらについても、この計画案を作成した次第でございます。御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員がずっと挙げとるから、はい。

○委員（赤司祥一君） 非常に難しい問題だなと、前回の議会報告会でいろいろ会長さんだったりからお聞きして、改めて思ったんですけど、だからこそ僕はやっぱり思うのが、あのときいろんな御意見いただいて、やっぱり具体的に何をやっていくのかみたいなのところも重要だなと、そのときすごく感じたんですよ。この構想の次に計画というのがあるって、計画と書いてあるのにあまり具体策が、結局、抽象的なところで終わってるというように見えちゃってますね。

ちょっと3点だけその中で伺いたいと思うんですが、この2枚ペラものの、最初に御説明いただいた資料の3ページに、アンケート及びヒアリング結果による見直しの方針というふうに枠で囲って表みたいにしてあるやつがあるじゃないですか。ここの課題と

というのが左側にあって、その右側に、この課題解決に向けた取組というところに関してちょっと3点伺いたく。

一つ目が、上から三つ目の必要に応じてコミュニティ運営協議会事務局への人的支援の検討。この人的支援というのが、例えば職員さんを派遣するのか、何人派遣するのかというような具体的な構想があれば、どの程度の支援を検討しているのか。

二つ目が、その下のコミュニティセンター利用団体とのつながりづくり。これは計画のほうにもちょっとあったんですけど、コミセンの利用団体とのつながりというのは、これまでは全くアプローチしてこなかったから、これから新たにアプローチしてそこから人材を発掘していこうということなんだろうとは思っているものの、どれぐらいの団体と、どういうふうにつなげていく予定なのかという具体的な部分があれば知りたいです。

三つ目が、その下の主催講座をはじめとした各種講座を活用した地域の活動の担い手となる人材発掘、育成。これに関しても、この基本計画の34ページにももうちょっと具体的に書かれてるんですけど、コミセンにおける主催講座を活用して、企画段階からコミュニティ運営協議会に参画してもらってみたい、可能なものについてはコミセンとコミ協が共催で実施することで育成とか発掘を行っていくとあるんですけど、これはもっと忙しくなるという意味で実現可能なのかとか、これまでそういうことをやってきたのかどうかは僕は分からないんですけど、どれぐらいの頻度でどれぐらいやっていく予定なのかとか、ここももうちょっと具体的にお聞かせいただければなど。

以上3点、教えていただければと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） まず1点目の人的支援についてでございますが、これはまだ正式に運営協議会のほうとは具体的な協議はしておりませんが、やはり人的支援というのは、これは市の職員がコミュニティ運営協議会の一定業務を支援する。お手伝いするといいますか、今、コミ協のほうでやっていただいていることを職員が代わりに行なうというところを想定しております。これは、各コミュニティ運営協議会によって事務局の体制も違っております。また、事務局長へかかる負担もそれぞれのコミ協で変わっておりますので、その辺りは今後、コミュニティ運営協議会のほうと協議しながら、支援が必要などところについてはそういう人的支援、市の職員をそこにに入れて事務的な作業であったりいろんな企画運営の作業というものを支援するということを想定しております。

ただし、コミュニティ運営協議会の主体的な活動を阻害するような、そういう支援の仕

方ではなくて、あくまでもこの業務がちょっと負担が大きいのでこれをやってほしいというようなところについて支援を行うというところでの人的支援というものを現在のところは想定をしておるところでございます。

次に、コミュニティセンターの利用団体とのつながりづくりというところでございますが、これにつきましてもいろんな団体さんがコミュニティセンターを使っただいておりますので、そういった中でコミュニティ運営協議会のほうとつながりが持てるような団体さんとか地域の活動の中に一緒につなげて一緒にやっていただけるような団体さんというところを、どうしても団体登録というのが市のコミュニティセンターのほうで窓口でやっておりますので、そういったところで情報が入ってくるというところがございますので、そういったところの結びつけといいますか、そういったところをやっていきいたいなと思っております。

あと、最後の講座の分でございますが、様々な講座がありますけれども、分かりやすい最たるもので言えば、防災の講座であったり、そういったところでコミュニティ運営協議会と一緒に共催でやることによってそこに来ていただいて、いろんな学びを共にしていただいている方の中に、コミュニティ運営協議会で一緒にやっていただける方を発掘して、育成してというところを想定しているものでございます。これは、新たにするというよりも、今現在もやっておりますが、よりそういったところに重点を置いて人材の発掘、育成につなげていきたいというところでこちらのほうに挙げさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） さっきの赤司委員の説明に対して、人的支援の検討のところ、事務局のですね、正式ではないけどということで市の職員が業務を行うということと言われて、それは本当にそうしていただきたいなと。したいと言うところがあればそれはあれなんですけれども、それも検討していただきたいなと思うのと、支援というのがやたら出てくるんですけど、課題の解決をコミュニティ運営協議会に求めているのであれば、やっぱり替わりますよね、コミュニティ運営協議会の会長も替われば部会長もどんどん替わっていくわけで、その替わっていく人たちにその課題解決をすぐできるもんじゃないですよ、それをつくっていくのって。そうしたら、市の職員なり、会計年度さんよりも本当は職員さんがいいとは思いうんですけども、コーディネーター的存在の社会福祉士さんとか

がやはり各コミュニティにしっかりといていただいて、部会長なり会長なりいろんな事務局長なりが替わったとしても、その方が随時一緒に、どうすればできるか、いろんなところの先行事例を持ってくる、企画も一緒に考える、そういうようなあれをつくっていかないと、本当の意味で地域の課題解決にはならないんじゃないかなと。だからこそ、今、10年たっても、なかなか……、してらっしゃるところもあると思うんですけども、難しいのが現状じゃないかなというふうに思いますので、ぜひその辺も御検討していただきたいなと思います。

そうなったときに、さっき条例の改正は考えてないとおっしゃったんですけども、この間、議会報告会に来られている方の意見の中には、どうしてもこの条例を見ると、ちょっと一貫性がないというか、例えば地域コミュニティ推進条例3条の2には、市民と市と対等な関係と、地域コミュニティづくりは。対等と言いながら、途中からその第2条の4のところには、補完性の原理がうたってあって、個人でできることは個人がするのは、それは皆さんされていると思います。で、個人で解決できないことは共助として地域、NPO等が解決し、それでも解決できない場合に公助として市が解決するというのが書いてあるんですけども、今、10年たって、なかなか地域でも解決できないことがそのまま残ってるんだと思うんですよね。どうせ最後にするのであれば、やはりさっき言ったみたいに、補完性の原理というよりも、一々ここであつたわなくても、最終的には地域でできないことは市が税金を使ってするというのが当たり前だと思うんですね。福祉に関するとか子どもの居場所とかですね。ここの最後ら辺にも市と地域が協働で行っていく取組という中でも、何かちょっと派遣をすとか、第三者的な、手伝いますぐらいの感じにしか見えないんですけど、本来市がすべきところを地域コミュニティに協力を求めていると、私は、じゃないかなと思うので、何かその辺をもう少し検討していただいて、さっき言ったコーディネーターさんの配置とかいうのもちょっと取り組んでいていただきたいというのが思います。

以上です。すみません、長くなって。

○委員（上村和男君） 少し具体的に話します。ここに書いてあることについてきちんと聞きますから。

施策3の協働事業の実施というところに……

○委員長（八尋一男君） 何ページですか。

○委員（上村和男君） 38ページです。

この中に、現状と課題の最後の2行辺りにいろんな地域包括ケアシステムとか健康推進、子育て支援等の分野云々となっていて、特に地域包括ケアシステムというのは、本当に他部署も含めて協議をしてきちっとしていかなければいけないところなんで、これをコミュニティ運営協議会の主体的な担い手として育て上げる、あるいはここがやるとなれば、どういう支援をしていくのかね。事務局に何人か職員を支援で配置しますなどということでは足りなくなりますよ。地域包括ケアシステムをその地域でつくるとなると、そこにどれだけの社会資源があるのかと。高齢者施設がありますか、障がい者施設がありますか、あるいはそういう人たちと一緒にやるようなボランティア組織がありますか。そういうことを含めて整備していかないと、地域包括ケアシステム、あるいは防災でもそうなんですけど、避難所運営から避難所づくりから、そういうものを整備していかないと難しいことになる、私は思ってますよ。ここに書いてあるので、どう考えたのかだけはね、あるいは今の状況はどうなってますかと。ここに現状という項目を書いているからね。これは一つちゃんとしてください。

それから、次の39ページ、市と地域が協働で行っていく事業が15項目書いてあります。これは何ですかと。最後の15項目めに人権尊重のまちづくりの推進に向けた取組と書いてある。それはそれで一つの取組かもしれませんが、全体をこうして協働して進めていくまちづくりの心が人権尊重のまちづくりであろうというふうに思っているんですよ。そうすると、随分認識が違うのか、15番目にした理由は何かあるのかと。これはうがった見方をしてるかもしれませんが。ちゃんとここに書いてあるから悪いことではないですが、というふうに考えてるのかと。

私は、まちづくりの柱だというふうに思ってるんですよ。いいですか、まちづくりは人づくり、人づくりは教育。ですから、人権尊重の教育をきちっと重視していかないと、いろんな担い手もつくりにくくなります。以前、人権尊重のまちづくりのいろんな取組があって、その人たちがいたので地域福祉計画をつくる時に社協が中心になって各地域で座談会というか、懇談会を開いたりして、そういう議論をしたときには、私はまだ議員ではありませんでしたが参加をさせていただいたときに、そのときの地域の担い手の人たちが中心になってやってきた議論があったというふうに私は思っていて、だから、よそよりも早く地域福祉計画が出来上がったというのが私の認識なんです。振り返ってみてください。そうなっていますから。

どうやって担い手が出来上がっていったか、地域を担っていく人たちの心がどうやって

つくられていったのか。そのことを考えると、人権尊重のまちづくりは単なる一つの事業じゃない、まちづくりの柱になるべきものです。だから、その心にすべきところだと、私番最初に言ったつもりだったんですが、これにはお答えにならなかったもので、どう考えてるのかというのをきちっとさせていただきたい。

そこさえはっきりすれば、あれやります、これやりますと、あとは本当にやるのかと聞くだけです。本当にやるのか、本当にやれるのか。財源をどう考えてますかとまでは言いませんから、今日は予算案の審査ではないのでね。だけど、できますかと、ここまで書いてると聞かざるを得なくなってきたんですよ。多くは協議会の会長たちの協議でという話になりそうなので、それならそれでやってもいいけれども、ちゃんとしたほうがいいですよ。市民の合意を図るようなことをやらないと、地域でもこの担い手は市民の人たちですから、市民の合意と理解といいますかね、そういうことなしで、こういう計画は一つうまくいったときがないですから。そういうふうになりかねないので申し上げてるんです。

ぜひ、性根を据えて、心根のところだけでいいですから、答えていただければ。今、あれをします、これをしますとか、こうだからとか言わなくても、心根のところだけはしっかり、事務当局というか所管課として答えていただければそれで済むことですから、今日はね。よろしくお願いします。

○委員長（八尋一男君） 部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 御意見いただきました38ページでございますけれども、地域包括ケア、そして、防犯、防災ということで、非常に地域の中でも重要になってまいりますけれども、そちらにつきましては、年間に健康福祉部会の部会の集まりと、あと防災、防犯も各部会の集まりをしております。今、回数が少なかったんですけれども、やっぱり皆さんから、ちょっと増やしていかないといけないんじゃないかなという御意見も頂戴してます。そこで、非常に、それぞれの情報交換を行いながら、活発な、どういった地域に対して支援ができるのかという皆さん方も考えていただいています。それにはもちろん行政の担当部署も入って、よりよい施策が推進できるように協議を行っているところでございます。

それと、今後取り組んでいく取組ということでございますけれども、こちらにつきましては、しっかり各課のほうにもヒアリングも行っておりまして、先ほど上村委員からも御指摘ありましたけど、人権尊重のまちづくりの推進に向けた取組ということですが、こち

らについては、全事業についてこの視点を携えてしっかりと基本に据えてやっていくということで市としては考えていますので、御理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） 部長がお答えになりましたので、これ以上は言いたくありませんが、一つだけ付け加えますと、アシスト桜台がちくしの荘となりましたよね。そのときに、今度は山家も含めて守備範囲が物すごく広いわけですよ。そのときに、上村委員が言われた大きな社会資源がと、僕はそこに非常に注目してまして、大きな社会資源に注目してもらわないと、今、民生委員の人たちが回ってあるわけですけど、とてもじゃないけどカバーし切れないですよとも言われてますからね。その辺も含んでおいってくださいね。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 市の職員のさらなる意識向上というところを基本構想のところでお尋ねなんですけれども、地域のコミュニティ活動に実際動員以外で市の職員の方がどれぐらいの割合が関わりになられたかというのは把握されてますか。

というのは、ずっとここに書いてある人材の発掘と育成というのは、現場のほうでは何回も何回も言われて、ずっとやってて、どうしても集まらないというのが皆さん共通の話題だったんで、市職員のさらなる意識向上と意識が定着してきたというところと、コミュニティ活動に関する職員の意識をより高めていくということが、この人材の発掘を育成の一つの手段になり得るのかなと思って、どれぐらい市の職員が動員以外でコミュニティ活動に携わっておられるのかなという質問です。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 部長。

○市民生活部長（杉村真子君） どれだけ人数が関わっているかということは、数までは把握しておりませんが、私ども、コミュニティの行事があるときにはこういった行事がありますので積極的に参加してくださいということで市のネットワークに掲載をしたり、それぞれが朝礼等で呼びかけをしたりして声かけは行っているところです。なるだけ私ども所管としましては、市の職員として地域社会にしっかり入っていただきたい。もちろん私も含めてですけども、入っていきいたいというふうには思っておるところでございますが、今後も引き続きそういった呼びかけを行っていきいたいというふうには思っております。

以上でございます。それでよろしいでしょうか。

○委員長（八尋一男君） いいですよ。山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、基本計画のほうの37ページ、意見交換会のときにも一番出てたもんですから、この37ページの市の取組のところで、財源の充実と効果的な運営のところで、市の取組のところ、地域活動の活性化を図るために云々とありまして、必要に応じて交付金や補助金の見直しについて検討とあるんですけど、この必要に応じてというのが、その必要かどうかの判断は何をもってされるのかなと。誰が判断して、必要がないと思われてしまうと、じゃあ見直しができないというか、交付額が増えないのか、ちょっといろいろ心配になるので、できれば、物価高にもなってるし、いろんな事業に対するにもお金はかかるわけで、答弁を求めます。

○委員長（八尋一男君） 部長。

○市民生活部長（杉村真子君） その辺りについては、社会の情勢も変わってきてますので、しっかり私どもも見つめ直していきたいというふうに思っておりますが、併せて、どうしても足りないということで進言をいただきましたら、以前もお話しさせていただいたかもしれませんが、しっかりその辺りは、なぜ足りないのかとか、協議会とも精査をしっかりとさせていただいて、そこは見極めていきたいというふうに思っております。

○委員長（八尋一男君） 副委員長。

○副委員長（白石卓也君） すいませ、この所管事務報告、パブリックコメントということなんで、意見というか、言わせてほしいんですが、パブリックコメントということになると、出したい人が出ず、1か月間それを聴くということになると思うんですよ。今回、アンケートを実施された方には、ぜひパブリックコメントに参加をしていただくように働きかけていただきたいんです。パブリックコメントといっても、期間が過ぎたら、関心のある人しか出されてこないの、やっぱり実際に今コミュニティに携わってらっしゃる方にパブリックコメントをぜひお願いするようにしていただきたいなというふうに思います。お願いします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 今の御意見につきましてですけど、ぜひコミュニティ運営協議会に携わる方々にパブリックコメントを出していただけるように、各コミュニティ運営協議会のほうに私どものほうから働きかけのほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（八尋一男君）　すみません、私から言わせてください。

大刀洗町に自分ごと化会議ってあるんですよ。この間、議会報告会をしたときに、もっと若い人、もっとPTAの役員の人、お母さん方、コミ協の役員だけじゃなくて広く集めて会議をやってほしいですねということがありました。それをすると、副委員長が言ったパブリックコメントの対象者ですけど、単なる出す人は出してくださいじゃなくて、こちらから無作為に何百人か出して、これについて回答をお願いしますと言ったほうが、きっと広く、若い人も含めてコメントが集まるんじゃないかと。

恐らく、今までのやり方だと、七つのコミュニティ協議会にこのパブコメやりますから意見のある人はどうぞ出してくださいというやり方だろうと思うんですけど、それでは何十人か集まればいいぐらいで、私の経験から言えば、こういう基本構想ができたから、これについて、あんた出してねという形でやるぐらいのものであって、恐らく数は知れてるんじゃないかと。

で、私が先ほど言いましたように、繰り返しになりますけど、これについて無作為で、今、構想ができましたからこれについてアンケートお願いしますというぐらいに回答を求めないと、一部の人の意見だけで結果的にこれ、やりましたという形になりはしないかなあと。

これは本当、一番基本の基本の問題ですから、これは単なる従来のパブリックコメントやりましたという形でさっと流したくないんですよ。本当に、市民の人、若い人から高齢者まで意見を集めて、こういう意見が出たなということを精査した後に取り組むべきではないかなと。それは、コミュニティ推進課にとっても大きな力になるんだろうと思うんです。

もし答弁があればしてほしいですけど、なければ私の意見という形で捉えてもらったらいいかと思います。

部長。

○市民生活部長（杉村真子君）　果たしてそういうことができるかどうかは、ちょっと今のところだけでお答えできかねますけれども、何かしらパブリックコメントのやり方、もうちょっと広くできるような形で、コミュニティセンターに余計に意見を集めてもらうとか、何かやり方、委員長がおっしゃられるように広く意見を求められるようなやり方ができないか考えてみたいというふうに思っています。

それと、ごめんなさい、別件ですけども、先日ちょっとお伺いしたんですが、あるコ

コミュニティでは部会長会で会議をこの頃されたということで聞いたんですけども、今、今後の部会の在り方で、組織も統廃合していかなければいけないじゃないかなとか、みんないろんな意見を、部会長さんが来られていろんな悩みを出されたそうです。ただ、その中でも、皆さん前向きな意見で、みんなやらなければいけないということで、すごくいい会だったということで聞いてます。コミュニティのほうもしっかり前向きに、今後もやっていかなければならないというのは思っているなというのは、つい先日会長のほうから聞きて、非常にいい会議だったよということでおっしゃってましたので、そういったこともちょっと紹介をさせていただきたいと思います。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

大分時間を費やしましたので、この辺で質疑は打ち切りたいと思います。

この件についてはありがとうございました。

それでは、またこれに関連しておりますけども、コミュニティセンターの役割と活動内容について。これをやることによって皆さんがより理解を深められるだろうなと思いますので、執行部から御説明をお願いしたいと思います。

すみません、入ってきていただいたわけね。ちょっと自己紹介をお願いします。

○市民課長（高口 修君） 市民課長の高口です。本日はよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしくをお願いします。

それでは、所管事務調査、コミュニティセンターの役割と活動内容についてという形で執行部から説明をお願いします。

課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） それでは、所管事務調査、調査事項、コミュニティセンターの役割と活動内容についてでございます。資料要求事項にありますコミュニティセンターごとの住民票等の発行件数及び住民票等のコンビニ発行件数、コミュニティセンター業務について御説明いたします。

資料の2ページ目を御覧ください。

こちらがコミュニティセンターごとの住民票等の発行件数となります。令和2年度から令和5年度までの実績を記載しております。一番左にあります、各コミュニティセンターの名称を記載しております。

各コミュニティセンターのところの合計の欄、黒い太文字になっておりますが、そちらを御覧いただければと思います。

こちらが、令和2年度から令和5年度までの推移でございます。筑紫コミュニティセンターが一番発行件数が多く、続いて二日市南コミュニティセンター、次が御笠コミュニティセンターの順で発行件数が多くなっていることが、見て取れるかと思います。二日市コミュニティセンターが一番発行件数では少ない状況でございます。御覧のとおり、全てのコミュニティセンターにおいて、発行件数につきましては減少傾向でございます。

続いて下段でございますが、コンビニでの発行件数の表を御覧ください。令和3年度からコンビニ交付、コンビニ発行業務を行っておりまして、年々発行件数は増加傾向にございます。コンビニでは、住民票と印鑑登録証明が発行できることから、各コミュニティセンターでの発行件数が減少しているのではないかとということが推測できます。

次に、3ページ目を御覧ください。

コミュニティセンターの業務内容を記載したものでございます。

各コミュニティセンターには、センターの館長と主事2名を配置しております。二日市東コミュニティセンターにつきましては、市役所に隣接していることから住民票等の発行業務がないため、主事は1名の配置、また事務補助員をさらに1名配置をしておるところでございます。

御覧のとおり、業務内容といたしましては、コミュニティセンターの管理運営業務、住民票等の発行の市民課の業務、また、生涯学習課業務として自治公民館連絡協議会への対応や、主催講座の企画運営などを日常的に行っております。また、コミュニティ運営協議会の支援を行うとともに、館長職については、必要に応じて協議会の運営業務全体の支援も行っているところでございます。

説明は以上となります。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

この説明でコミセンの仕事内容というのはクリアになったかと思いますが、質問のある方はございますか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 館長の役割のところの一番下が、指導、助言となってるんですけど、先ほどの計画等の説明のときは指導、助言じゃなくなる話で、支援と。それも今後変わっていくということになるのか。それが1点です。

あと、コミュニティセンターごとでかなり発行枚数に差があると思うんですけども、例えば主事の二人の業務をコミュニティ運営協議会の支援のほうに比重を少しずつ増やし

ていって、ボランティアの運営協議会の人たちの負担を減らすことなども今後考えているのか。

この二つをお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） まさに今おっしゃられたとおりで、館長につきましては今まで指導、助言といったところが、今後は連携、協力というところでございます。

また、先ほど言った発行件数が少なくなるというところもありますので、コミセンごとで非常に状況が違いますので何とも言えない部分はあるんですけれども、少なくとも今後はコミ協のほうの活動に積極的に携わっていくというようなところを現在考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

ないようでしたら私から質疑ですけど、減少傾向にあると。この2ページですね、コミセンごとの発行枚数が減少傾向にある。そして、コンビニが増加傾向にあるというのは、コンビニで取られる方が多くなったから減少傾向にあるという認識でいいのでしょうか。

それから、二日市が3万人おられる中にえらく少ないんですが、これはコンビニが多いから少ないという理解でいいのでしょうか。

部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 交付数が減ってきた分については、マイナンバーを利用した各種行政機関の連携も進んでまいりましたので、証明書が幾分戸籍も住民票もいろんな機会での必要が以前より大分少なくなったというのが現状としてございます。というところで、お客さんが大分減ってきたということでございますので、交付数が減ったということでございます。

二日市は、本庁がこちらに移ったときに二日市出張所というのを開設したんですけれども、もともと最初から少ないような状況でしたので、コンビニがどうのというのはないと思います。

○委員長（八尋一男君） 分かりました。ありがとうございました。

ほかにありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、この間の意見交換の中でもちょっとあったものですから。コミュニティ運営協議会にも事務業をしてらっしゃる人がいますよね、事務局の人とか。例えばさっきの話で、その事務をコミュニティセンターの2名なりのうちの一人とかが事務をするようなことはできるんですか。今後の流れとして。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 将来的にはそういった人材不足のところでも事務員さんが見つからないということも想定されますので、その辺りも想定したところで考えております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） ちょっと心配なんですよね。コミュニティセンターがやってるここに出てるような業務は公務員だからできるんですよ。コミュニティ運営協議会で働いてる人は公務員じゃないですよ。それなりの守秘義務はありますけど、コミュニティセンターで戸籍とか出していくような人は宣誓させられるでしょう。コミュニティ運営協議会の職員は宣誓させられないでしょう。その違いははっきりしとしないと、「あなた、手伝わせませう」などというのは。

○委員（山本加奈子君） いや、逆です。

○委員長（八尋一男君） コミ協を手伝うと。

○委員（山本加奈子君） コミュニティセンターの職員が協議会を手伝うと。市の職員がコミ協の事務をする。

○委員長（八尋一男君） コミ協がコミセンの仕事をするという……。

○委員（上村和男君） いやいや、だから、両方。コミ協が手伝うというのはできないでしょうが、コミュニティセンターの職員が手伝うというのも、何でですかと。この人たちはそのための職員ですかと。

ちゃんとしとしないと、どこまでやらされるか分からないようになってくるでしょう。私は、あまりいい加減なことは言ったりやったりするなと。業務が、ここはコミュニティセンターの住民票だとか発行する役目がなくなりましたというなら、それはやめてしまえばいいですよ。ところが、あるでしょう。戸籍だとかいうのはね。だから、きちっとしておくところはきちっとしておかないと、私は、あまりこっちが加勢して、こっちが連携してみたいな、言葉はきれいですが、どこからどこまでが——ここについて立てがあるから

それをちょっと越えれば加勢できるだろうという話とはちょっと違うと、私はそんなふうに思います。

ただ、しかるべく人員を配置すると言うなら、別に考えたほうがいいかもしれない。そのぐらい考えないと、さっき言ったような地域コミュニティ運営協議会で果たしてもらいたいと考えてる役目みたいなのを考え合わせると、改めて、職員の配置を別に考えると。そういうふうにしとかなないと、それは忙しくないときにちょっと加勢しましょうとか何とかというのではできるような話じゃないですよ、これ。申し訳ないですけど。そんなふうに思います。加勢したらいけないということじゃない。加勢したらいいねと、それは同じところにいるからちょこっと加勢しましょうかぐらいの話であって、本当にその業務をやるようになったらいかなんかとなりますから、どういうことでやってるんですか。

そうするとね、なおさらなのが、こっちは給料を払ってて、こっちはちゃんとした給料をもらってませんと。そんなことになっちゃうので。そこは差別しないでもいいですから、区別しとかなないと、とんでもないことが起こるので。それこそ人事課長を呼んできてどういうつもりだ、こういうことを言ってるぞと。あなたはこういうふうに考えてるんですかとたださなきゃいけないです、これは。それぐらいのやり取りを今したので、心配してるんです。

分かりますか。その人の任務、職務として与えてる役割と違うことを今しゃべってるんですよ、あなたたちはね。気をつけて物を言わないと、そういうふうになってるんですかというね。なってないでしょうと。次に服務規程を変えるつもりなんですかと。そうすると違うようになってくるので。さっきのは言い直しといたほうがいいですよ。現場にある希望と実際できることの中身には境目がありますよ。だからそうしてるんで、間違わないようにしとかなないといけないですよ。ここで言われてるように、やりますと言ったら、本当にやるんですかと。これは勉強会のようなものだからまだ許されますけど、これがしっかりとした委員会の報告だったら、これは何ですかとなるからね。

私はそう思うんですよ。違っていれば御指摘いただければいいと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） この館長、主事の役割といいますか、職責といいますか、という中に、現在、既にコミュニティ運営協議会の支援という業務はしっかり入っておりまして、その支援をどこまでやるかというところがございます。今、上村委員から言われたとおり、どこまでやったらいいかという線引きは、私もしないといけない

と思います。先ほど言った個人情報の取扱等もありますので、その辺も配慮した上での支援ということになります。事務の煩雑な手間がかかる作業とか、そういった単純なものであるとか、そういったところは積極的に携われるのではないかと考えておりますし、それが事務局の負担軽減につながると思いますので、その辺りをまた事務局のほうとしっかり協議しながら、どういった支援が今必要になっているのかを聞いた上で、その支援に取り組んでいくというところで考えておりまして、館長、主事の職域といいますか業務内容として逸脱した業務をさせるわけではないというところでやらせようと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） まだですか。はい。

○委員（上村和男君） そしたら、新たに職員を配置する気持ちはないんですね。コミュニティ運営協議会に新たに市の職員を配置しますという支援のための配置はないということですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 現時点であるかないかということではちょっと申し上げにくいんですけども、それは必要に応じてやらなければならない。今、館長、主事で支援ができる内容であればいたしますけれども、それがさらに専門職の人が必要であったり、ある程度資格を持った人でなければできないといったものであれば、そういった会計年度任用職員の任用というところも検討しなければならないと思います。そこはまた必要に応じて検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 我々の何とかするという熱い思いがこの意見になったと思いますので、その辺は御理解ください。

説明ありがとうございました。この件は以上で終わります。

しばらく休憩をいたします。14時30分から再開をいたします。

—————・—————・—————
休憩 午後 2 時19分

再開 午後 2 時29分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議題に入ります前に、嵯峨部長がお見えですので出席職員の御紹介をお願いいたします。
嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） こんにちは。総務部、嵯峨でございます。

本日、総務部として所管事務調査2件、御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、管財課の所管事務調査ということになりますので、出席職員を紹介させていただきます。

管財課長の永利でございます。

○管財課長（永利俊美君） 管財課長の永利です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 管財担当係長の橋本でございます。

○管財担当係長（橋本泰晴君） 管財担当係長の橋本です。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、所管事務調査、本庁舎における展示物設置基準についてを議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、本庁舎における展示物の運用基準について御説明させていただきます。

本庁における展示物設置運用基準について、御説明いたします。

1 ページをお開きください。

まず、展示設置物については、令和5年11月8日より運用開始をしております。対象者につきましては、原則主催事業に関する者、市の共催や後援を受けた者、または市からの補助金や交付金を受けた各種団体を対象としております。また、個人については、国、県が開催したコンテスト等で受賞したものに限り、内容等を審査の上、展示を許可することとしております。

次に、対象となる作品でございます。絵画、写真等でございます。市の主催事業に関するもの、市の共催や後援を受けた者、または市からの補助金や交付金を受けた事業、規格内に収容可能なもの、公序良俗に反しないもの、政治・宗教等の宣伝啓発並びに営業・営利目的をしないもの、庁舎の管理の観点から適切であると認めるものとしております。

次のページをお開きください。

申請の流れでございます。展示物の希望者は、市有財産使用許可申請書において、所管

課に提出いたします。受け取った所管課は、内容等を精査し、管財課合議の上、承認を受け、所管課において市有財産使用許可書を希望者へ通知し、展示を行う流れとなっております。

次に、展示方法についてですが、パーテーションやパネルフレームによる設置としております。設置については、申請者によって設置させていただいております。

次に、使用料については、減免としております。

次に、展示物の期間については、閉庁日を除く最長15日といたしております。ただし、特段の事情がある場合においてはこの限りではございません。

次に、注意事項といたしまして、展示物の盗難、破損については、自己責任において、市は一切責任を負わないものとしております。

次のページをお開きください。

参考までに、展示物の場所を記載しておりますので、御参照のほどよろしくお願いいたします。

以上、説明を終わります。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ただいま報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） ありがとうございます。

去年の12月から始まって、すごく喜ばれている方から感謝の言葉を聞いています。本当にありがとうございます。ただ、展示されてる頻度がやっぱり少なくて、期間も短くて残念というような声も同時に受けております。

例えば2ページの申請の流れのところを見ると、各団体や市民の方にどのように周知をされているのか。知らなければ申請もできませんので、市の広報とか、そういういろんなLINE等も扱っていいのか、団体とか個人にはなるかもしれませんが、周知をどのようにされているのかというのと、期間がもし次の申請者がなかったら少し延長するとか、そういうような御検討ができないのか。

また、ページ戻って申し訳ないですけど、例えば芸術家の方はこの規格の絵の大きさとか写真のパネルとかあると思うんですけど、大きな作品を作られる方も中にはいらっしゃると思うんですが、その辺の検討とかがどのようなものかお尋ねをいたします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） まず、延長につきましては、再延長という形で対応させていただければと思っております。

周知については、各課のほうに管財課のほうで周知をしておりますので、改めて管財課のほうで利用の周知をさせていただきたいと思っておりますのでございます。利用についても、各課のほうに管財課から利用促進のお願いをさせていただきたいと思っておりますのでございます。あくまでも場所の提供になりますので、広報とかという話にはならなしと思いますので、改めて利用促進については、こういった事業がありますのでぜひとも使っていただきたいというのを周知をさせていただいて、また改めて利用促進に努めていきたいと思っておりますのでございます。

大きさについては、過去、やっぱり大きい物も確かにありました。その場合は、破損とかあった場合は一切市のほうは責任を負わないという約束の下で申請を許可しておりますので、特に何かあった場合は市のほうは一切責任を負わないという形で進めてるところでございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 市民の方へのいつからいつまではどういう作品が展示されますとかという事前の広報ですか、せっかく当ロビーにいいものがあるなと思っても、多分市民の方はどんな作品が展示されているのかをあらかじめ知りたいというのがあると思うんですけど、そういったことについて何かあれば教えてください。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 御説明したとおりに、あくまでも管財課は場所の提供をするところでございますので、実際の広報とかに載せるというのは、あくまでも原課のほうでお願いしたいということで考えてるところでございます。

○委員長（八尋一男君） いいですね。

ちょっと休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午後 2 時 37 分

再開 午後 2 時 37 分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○管財課長（永利俊美君） 原課というか、それぞれの所管課で携わっている団体様に所管課のほうから促すような形ですね。利用促進を促すような形で通知をさせていただければと思っております。

○委員長（八尋一男君） 前向きな回答ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御説明ありがとうございました。以上で終わります。

部門入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時38分

再開 午後 2 時38分

○委員長（八尋一男君） それでは、嵯峨部長から出席員の御紹介をお願いいたします。

すみません、会議を再開いたします。

嵯峨部長、お願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 続きまして、所管課が替わります。危機管理課の所管事務調査の説明ということになります。

出席職員を紹介いたします。

危機管理課長の中村でございます。

○危機管理課長（中村昭治君） 中村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 危機管理担当係長の永田でございます。

○危機管理担当係長（永田新太郎君） 永田です。よろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、災害対策用備品及び備蓄品の配備状況について、執行部から説明をお願いします。

中村課長。

○危機管理課長（中村昭治君） それでは、災害対策用備品及び備蓄品の配備状況について御説明をさせていただきます。

資料は 2 ページを御覧ください。紙にあつては 1 ページになります。

初めに、1次避難所は各コミュニティセンター、生涯学習センターなど、福祉避難所としてカミリーヤ、2次避難所として市立の小中学校がございます。

1の備蓄品及び内容及び数量を、本庁ほか、1次避難所、福祉避難所、2次避難所に区分したものが資料の3ページ、紙にあって2ページの上段の表までに記載をさせていただいております。

3ページ、紙にあっては2ページを御覧ください。

下段の表は、賞味期限を迎える食料品を一覧にしたものです。

4ページ以降、紙にあっては3ページになりますが、備蓄品に関する各施設の内訳をつけさせていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 説明ありがとうございました。

この件について御質疑ある方は。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 紙の資料で3ページ、4ページのブルーシートとその七つ下のコードリール、それと、次のページの真ん中ぐらいのランタン、これは配備されてないところがあるんですけれども、不安なところがあるんですが、これは何か理由があるんでしょうか。配備されてない理由というのは。ブルーシートは御笠と筑紫南にはない、コードリールは筑紫はない、ランタンは吉木小はないとなっておりますけど、何か配備されてない理由というのは。ブルーシートないでしょう、御笠コミセンと筑紫南には。

○委員長（八尋一男君） 御笠、ないな。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） コミュニティセンターに配置してあるのが、各コミュニティセンターの備品として持ってるものを計上しておりますので、その部分についてはないと。危機管理課が管理しているものではないというところで御理解をいただければと思っております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） いいですか。山本委員。

○委員（山本加奈子君） 何点かあります。

生理用品、紙おむつの幼児用と大人用というのがあるんですけど、いろいろメーカーによって差はあるみたいですが、3年ぐらいが使用期限みたいには言われております。市と

しては何年ぐらいと思ってて、それが期限が切れそうになった場合の対応についてが一つです。

あと、下の賞味期限のところ、アルファ米とかが7年度末までとかも結構あるんですが、6年度末までもあるんじゃないかと思うんですけれども、ちょっと所管が違って申し訳ないんですが、今、例えば食べるものが物価高で困ってる人とかにこの分を分けるような考えがあるのかというのが2個目です。

最後に、防災基本計画の修正が令和6年6月にあってまして、その中で快適なトイレの設置の配慮とかが今うたわれてますけれども、これを見ると簡易トイレがすごく少ないなという状況だと思います。

トイレカーとかいうようなことも、トイレ環境の整備を国のほうも求めているんですが、一般質問とかでもあってるからとは思いますが、その辺の考え方、これで足りるのか、トイレカーの整備とか、そういうものについての考え方を3点お尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 初めに、生理用品、紙おむつ等につきましては、特に生理用品については明確に使用期限、耐用年数が定められておるものではございません。紙おむつにあっては、おおむね5年程度というふうなメーカーの推奨がございますので、そういったところ、生理用品にあっては同じような考え方で、5年を一定の基準として必要なら、各施設等に、廃棄する前にお声かけをさせていただきながら、必要なものを配布させていただきたいというふうに考えております。

食料品にあっては同様にございます。いわゆる期限内に、消費ではございませんので、賞味期限でございますので、そういった期限を迎えるものにあつては期限前にそれぞれ施設等にお声かけをさせていただきながら、必要があれば希望に応じて配布をさせていただくように進めているところです。

最後に、備蓄品、備品等の資機材につきましては、必要なものとして市が想定してるものについては、計画的に備蓄、備品、整備をしてまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） ありがとうございます。

生理用品に関しては、ライオンズクラブとかが寄附したりしてますので、できれば学校

とかそういう必要なところに5年以上経過した場合に今後も配布ができるというふうに思っていていいんですかね。

あと、紙おむつとかも福祉課とか、賞味期限とか食べれるものに関しては、庁内でそういう必要な人もいらっしゃるというふうに聞いておりますので、検討ができないか、ちょっとお願いしたいなと思います。食料品が足りない人が福祉課とか保護課のほうに来られている場合もあるというふうに聞いてますので、その辺の連携ができないのかお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 配布先にあっては、その都度施設等からの要望等を聞き取りながら丁寧に対応させていただきたいというふうに考えております。

食料品にあっても、山本委員からの御意見がございましたので、受け止めさせていただければと考えております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 調査は入れてないですけど、簡易トイレの件は必要ないですか。何か考え方があれば。トレーラーとか言ってありましたけど。

課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 現時点ではトイレトレーラー等の整備については予定がございません。簡易トイレにつきましては、基本、1日5回が必要だというふうに言われていますので、今、最大の避難者想定数を約4,000人と見込んでおります。そうしますと1日当たり大体2万回のトイレの使用があらうというようなところを想定しておりますので、まだまだ足りない状況でございますので、まずはこの1日分の備蓄を計画的に進めていきながら、そこに到達すれば、それから先のところをまた引き続き所管課としても継続して整備していきたいというふうに考えているところです。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） ちょっと違う視点なんですけど、あんまり大災害が起こることは考えたくないんですけども、例えば警固断層に伴う大地震が起きたときとか、避難して、皆さんが無事かどうかというのも分からない状況とかも想定される中で、例えば小学校に避難したときに、これだけの数の備蓄品がそれぞれ1か所に全部備蓄されてるのかというのも、僕もすいません、把握できてないんですけど、それぞれどこにそれが備蓄されてて、その鍵を誰が持ってて、どこに何本あるのかみたいなことというのはどれぐらいの人が把

握されてるんですか。例えばその方に連絡がつかないと。来られなくなったときに、これがスムーズに取り出せる。結構多くの方が把握できてる状態になってるのかどうかというのをちょっとお聞かせ願いたいなど。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 避難所に配置しております備蓄品については、担当する職員に出水期前にきちんと確認を……。ここにこういった物が置いてあるんですよというようなところの大まかなところの場所の指示というのは毎年度毎年度やっております。

あと、参集がなかなか難しい状況下できちんと伝えられるのかということに関しましては、そういった必要な訓練も含めて、今後、取組を進めていければというふうに考えているところです。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑のある方は。上村委員。

○委員（上村和男君） 福祉避難所は何人ぐらいの人が来ると想定されてるのでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 占有面積を2平米、一人だとすれば、カミーリヤにあっては3,000人程度の人数を収容できるものと見越してはいますが、今の時点でいきますとその半分ですね。4平米程度、1人当たり必要だというふうに想定されてますので、大体1,500人程度。最大で1,500人程度の収容は可能であろうというふうに考えておりますが、コロナ禍以降、そういった収容自体がなかなか厳しいような状況にもありますので、さらにそれより少ない人数で収容が可能であろうというふうに今見込んでいるところです。

以上です。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。どうぞ、上村委員。

○委員（上村和男君） ここに備品がこういうふうに用意されてますというのは、1,500人いたら間に合わないですね。何人ぐらい想定してるのかと一瞬疑ったのに、それが1,500人と言うなら、それはそういうスペースがありますという話と、実際に何人ぐらい来るかというのをある程度想定していないと、備品とか配置とかいうのはなかなか難しいので、もう少し考えてみるということですかね。あるいは関係団体とか、そういう人たちとよく相談するとか。社協のほうが一歩としたらもう少しつかんでるかもしれませんからね。

よく協議していただかないと、この備品ではやり切れないだろうというふうに思います。

発電機もないんですね、ここは。1,500人集まってくるのに発電機の1台もありませんという、どうするつもりなんですか。ランタンが1個ですから、どこかの部屋に1個、本部事務所につけたら終わりですか。懐中電灯は1個になってますから。みんな懐中電灯を持って、ランタンを持って避難してくださいと要請するわけにはいきにくいところでもありますからね。

弱いところをつついてるわけじゃありません。この表が出ましたので、考えられてというふうには思っていて、これから関係諸団体と協議をして充実していきますというふうになってると思いますので、それはそれでいいんですけども、見て、そういうことを感じましたので、何か言うことがあれば答弁してもらえばいいなと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） すみません、先ほどのカミーリヤの避難者数ですが、あくまでも最大の想定の部分でございます。現時点で、コロナ禍からの部分できちんとした離隔も取りながらということ想定しますと、1人当たりの占有面積を4平米、個人であったり家族ごとに2メートル程度の距離を確保して避難していただくというふうに想定しております。その部分でいけば、101人が入れると、今、想定をしております。

備蓄品にあっては、足りないものについてはほかのところから回したり、プッシュ型で来るものもございますので、そういったものを活用したいというふうに考えておりますし、今後、必要とされる資機材については、先ほど答弁したとおり所管課としては計画的に資機材の整備に努めてまいりたいというところです。

カミーリヤについては、自立型の非常用発電機がついておりますので、ポータブル型の発電機自体の配備がないというふうに御理解いただければと思っております。

今、上村委員から言われた貴重な御意見を踏まえながら、所管課といたしましても精いっぱい資機材の整備等を含めて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） これで質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

部門入替えのため、しばらく休憩をいたします。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後2時54分

再開 午後2時55分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（八尋一男君） 会議を再開いたします。

宗貞部長がお見えになってますので、職員の紹介をいただいて、そして、所管事務調査に入りたいと思います。

部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） お疲れさまです。企画政策部の宗貞でございます。

企画政策部企画政策課のほうから所管事務調査報告として、自治体D Xの取組状況について御説明申し上げたいと思います。

出席職員の紹介をさせていただきます。

企画政策課長の中尾でございます。

○企画政策課長（中尾泰明君） 中尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 情報管理担当係長の花田でございます。

○情報管理担当係長（花田 聡君） 花田でございます。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） D X推進担当係長の力武でございます。

○D X推進担当係長（力武晋平君） 力武です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、自治体D Xの取組状況についてを議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、自治体D Xに係る取組状況につきまして説明をさせていただきます。

まず、申し訳ございません、1点資料の修正箇所がございます。資料中で年月日、日付を誤ってる部分がございます。該当箇所の説明の際に修正の御案内をさせていただきたいと考えておりますので、御了承いただければと考えております。

まず、1点目でございます。自治体D Xに係る本市の進捗状況についてということで、本市が、国の自治体D X推進計画に基づき進めている取組について報告をさせていただきたいと考えております。

（1）自治体D X推進計画における重点取組事項に係る取組でございます。自治体D X推進計画の中では、表の中に記載をしておりますが、①の自治体フロントヤード改革の推進から⑦テレワークの推進までの7項目の重点取組事項が掲げられておりますので、この重点取組事項ごとに順に説明をさせていただきます。

まず、①自治体フロントヤード改革の推進でございます。本市の主な取組の状況でございますが、行政手続のオンライン化、いわゆる電子申請等でございますが、こちらについて、子育て、介護、引っ越し等のワンストップサービス、そして、上下水道開始停止手続などのオンライン化を現に実施をしているところでございます。

次に、書かない窓口の導入に向けた検討でございます。こちらにつきましては、理想の窓口の構築を目指していくための関係職員によるワークショップの開催等を今年度行っている状況でございます。

続きまして、2点目、自治体情報システムの標準化・共通化でございます。まず、フィット・アンド・ギャップ分析でございます。現行のシステムと新たな標準システムの相違点を調査し、改善策を検討する分析調査でございますが、こちらについては令和4年度から取組を進めているところでございます。

次に、2項目めでございます。

標準システムにつきましては、クラウド上で運用することが求められておりますので、その基盤となりますガバメントクラウドの構築作業を現在進めているところでございます。

また、このガバメントクラウドの構築と同じく、標準準拠システムそのものの構築作業も現在取り組んでいるところでございます。

そして、4点目に記載をしておりますが、標準準拠システムの稼働につきましては、令和7年11月を予定しておりますので、それに向け順次作業を進めてまいりたいというものでございます。

次に、③公金収納におけるeLTAXの活用でございます。

地方税共同機構が運営をしております地方税のポータルサイト、eLTAXによる個人住民税、法人住民税、固定資産税、国民健康保険税等の電子納税に今対応をしているところでございます。

そして、2項目めでございますが、今後、令和8年秋以降が予定をされているところでございますが、介護保険料、後期高齢者医療保険料、道路・公園の占用料等にも電子納付が拡充をされることと予定されておりますので、本市においても適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、④マイナンバーカードの普及促進・利用の推進でございます。

こちらにつきましては、証明書等のコンビニ交付を既に実施をさせていただいているところでございます。

また、現在、市民課のほうで顔認証マイナンバーカードの発行、切替え作業等も行っているところでございます。

今後、運転免許証、そして、各種国家資格証との一体化などが検討されておりますので、市民の皆様への普及促進の取組を継続してまいりたいと考えてるところでございます。

また、マイナンバーに関しましては、非常に重要な個人情報であると市としても認識しておりますので、情報の誤った取扱いなどを行うことがないように、特定個人情報取扱規程という運用上のルールづくりなども手がけさせていただいてるところでございます。

次に、⑤セキュリティ対策の徹底でございます。

こちらにつきましては、情報通信ネットワークを住民情報系、L G W A N系、インターネット接続系に分離するという形で、いわゆる3層の対策と呼ばれておりますけれども、このようなセキュリティ上の対策を講じさせていただいているところでございます。

また、今後でございますが、国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会というものを国が設けておりまして、こちらのほうでゼロトラストセキュリティ、新たな情報通信ネットワーク上のセキュリティモデルですけれども、この導入に向けた議論が続けられておりますので、それを見据えた検討なども並行して行っているところでございます。

⑥自治体A I ・ R P Aの利用推進でございます。

こちらにつきましては、税関係業務でR P A、ロボティック・プロセス・オートメーションを今活用をさせていただいているところでございます。

また、2項目目でございますが、今年6月からでございますが、A I 会議録ツールの試行運用なども始めさせていただいているところでございます。

また、A I デマンド交通の導入につきましても、令和7年1月からの運用開始を目指し、今、準備を進めているところでございます。

そして、4点目でございますが、生成A I 利用基準の策定ということで、生成A I を業務に活用する自治体が今増加をしてきているところでございます。そのため、本市におきましても利用基準を策定をいたしまして、利用上の注意事項などを各職員に周知をさせていただいているところでございます。

次に、⑦テレワークの推進でございます。

こちらについては、必要性及び効果的な利活用シーンについて検討をさせていただいているところでございます。テレワークにつきましては、コロナ禍の下では一定の効果が見

られたところでございますが、近年、コミュニケーション不全によるアイデアの枯渇、このような課題から、テレワークを見送るような企業、団体が増えつつありますので、そのような動向を注視し、必要性を含め、今後も検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きましての資料2ページ目でございます。

自治体D X推進計画におけるその他の取組についてでございます。

まず、①デジタルデバイド対策ということで、生涯学習センターの文化講座やコミュニティセンター主催講座においてスマートフォン教室の開催などを行わせていただいているところでございます。

また、2点目でございますが、民間事業者との連携の下、自治公民館等におけるスマートフォン教室の開催なども並行して行っているところでございます。

次に、②でございます。デジタル人材の育成でございます。

まず、1点目でございますが、D X推進に係るeラーニング研修の実施ということで、こちらにつきましては、昨年度、係長級以上の職員を対象にD Xに係る研修の受講を促したところでございます。

また、2点目でございますが、各課業務のD X化、I C T活用を推進するD X推進リーダー向けの研修を実施をしたところでございます。こちらがR 7 8月、10月とさせていただいておりますが、申し訳ございません、こちらがR 6の誤りでございますので、修正のほうをお願いいたします。

続きまして、3項目めでございます。こちらは来月予定をしている取組でございますが、D X化を推進するに当たりましては、管理職の意識改革という部分も非常に重要になってくるものと考えておりますので、管理職対象のD X研修を開催したいと計画をしているところでございます。

以上が本市の取組でございます。

次に、2点目でございますが、自治体D Xに係る県との連携状況について御説明を申し上げます。

福岡県におきましては、県及び市町村がふくおか電子自治体共同運営協議会、通称ふく電協と呼んでおりますが、このような協議会を組織し、地域の情報化、D X化の推進のため、様々な取組を進めているところでございます。

県との連携に係る取組の状況でございますが、まず、①ハードウェア、ソフトウェアの

共同利用、共同調達などを行っているところでございます。代表的なものとしまして、L G W A N 接続サービスの共同利用、こちらは既に行っているものでございます。

そして、2点目でございますが、現在構築作業などを進めております校務支援システムの共同調達等も県と市町村とで連携をして進めているところでございます。現在、構築作業を進めておりまして、令和7年4月からの本格運用を目指しているところでございます。

また、電子申請サービス、R P A サービス等の共同調達、共同利用も行っているというところでございます。

そして、②でございますが、自治体D Xに係る助言、指導ということで、福岡県ではD Xプロデューサーと呼んでおりますが、外部人材を招聘して、各市が取り組むD Xの取組等に助言、指導を行うような取組を行っておりますので、本市においてもこのD Xプロデューサーの派遣事業を活用して、適宜、助言、指導を受けているという状況でございます。

このような形で、現在、本市におけるD X化の推進を図っているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はおられますか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） ありがとうございます。

今年の6月に株式会社電通九州と、D Xに関する包括連携協定を締結したというふうにホームページで見たんですけど、今回御説明いただいた中でこことの連携で何か進んでいるようなことがあればお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 委員が仰せのとおり、今年度、電通九州との連携協定を結ばせていただいたところでございます。まだ具体的に実現というところまでは至っておりませんが、その狙いとしては、①自治体フロントヤード改革の推進でございます。こちらが窓口部門のD X化を図っていく取組となっておりますので、電通九州が有しております様々なノウハウであったり関係企業とのネットワークなどを生かして、本市にとって有益なシステムの発掘といいますか、そういった部分で連携を図ることができればというものでございます。

一方で、この自治体フロントヤード改革の推進でございますが、どうしても窓口関係の

システムということで、②に掲げております自治体情報システムの標準化の影響も受ける部分になっておりますので、実施の時期などについては二重投資などが起こらないように慎重に判断をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 3点お伺いします。

まず一つが、左側の1ページが主になると思うんですけど、この自治体DXを推進していくということは、いろいろ業務削減とか効率化が図られていくということになっていくと思うんですけど、ちょっと試算は難しいかとは思いますが、これを全部なし得たときに、なし得る前と後とでどれぐらいトータル、延べ時間というか、庁舎内の業務の時間削減というのがどれぐらい、何時間、何百時間とか削減できるみたいな試算がされているかどうか。されてれば大体どれぐらいかと教えていただきたいのが1点目です。

2点目は、2ページの一番上のデジタルデバインド対策についてなんですけど、デジタルデバインド、先日行ってきた久喜市でもデジタルデバインドの解消にというのを結構取り組まれてたんですけど、デジタルデバインド、要はITを利用できる人とできない人の格差という意味だと思うんですけど、まさにできない方々とは、そもそもできない方々が「デジタルデバインドって何やそれ」みたいな感じだと思いますし、そういう講座があつてることの情報をキャッチするのが難しい方々が多いと思うんですよ。生涯学習センターとかコミセンであつたりしてるというのをどうやってそういう方々に周知をしてるのかという周知方法について伺いたいというのが2点目です。

3点目は、同じく久喜市で僕の感覚では公衆無線LANが結構本市より配備されてるなという感覚があつたんですけども、今、筑紫野市内で公衆無線LANが使える場所だったり施設というのをこれから拡大する計画があるかどうか。

この三つを教えてください。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） まず、DX化が成し遂げられた場合の業務量の増減の試算でございますけれども、このDXに係る取組は非常に幅広にわたっておりまして、特に②の自治体情報システムの標準化、共通化などにつきましては、市が行っております窓口部門に影響するほぼほぼ全ての業務が対象になってくるようなものでございます。そうい

う状況でございますので、現時点は詳細な試算などはまだ十分には行うことができていないという状況でございます。

次に、2点目でございます。デジタルデバйд対策、このような取組をどのようにして周知を図っているのかという点でございます。委員仰せのとおり、生涯学習センターの講座、コミュニティセンターの講座等については、やはり市の広報、SNSなどが情報発信の中心となっているところでございます。

一方で、そのような形であれば、SNSを使いこなせない方にはなかなか情報が広まらないのではないかという点もおっしゃるとおりかと思しますので、2項目めに掲げております自治公民館等におけるスマートフォン教室、こちらにつきましては自公連の皆さん、実際に地域で活動をされてる皆さんと連携をしまして、開催の段取り等の段階から密に連携をして取り組んでいるものでございますので、なかなか情報がキャッチをできないという方につきましては、この2点目の自治公民館での取組のほうを強化して発信をしているというところでございます。

そして、3点目でございます。無線LANの整備でございますが、筑紫野市におきましても、今、主要な公共施設、本庁舎、そして、生涯学習センター、カミーリヤ、各コミュニティセンター等には公衆無線LANの整備をしておりますので、現時点でさらなる拡張というものは計画はしておりませんが、各施設の利用状況、そして、市民の皆様の御意見などを踏まえて、必要に応じて検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 関連だったんですよね、すみません。

無線LANは今、大概されてるということだったんですけど、ちょっと要望になって申し訳ないんですが、図書館が使えないということでちょっと御意見いただいておりますので、お伝えしときます。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 御意見として承りたいと思います。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 一つ関連してなんですけど、一つ目にお答えいただいた、どれぐらい業務量、時間が削減できるかというのは、確かに試算は難しいと思うんですが、これ

が導入されていく過程で、例えば導入した部署とかで残業時間がどれぐらい削減できたのかは事後分かっていくと思うんですよね。結局、全部終わったときに幾らこのD X化にお金を使いました、それがどうだったのかというのを後々残業時間がどれだけ削減できたのかというのをはかることで検証できていくかなと思うので、そういう各課ごとにどれぐらい削減できたかというのをそういう視点でもチェックしてもらえたらなと、個人的にはちょっと思っています。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） ありがとうございます。

何らかの手法で成果、効果をしっかり分析をして次の展開につなげていくということは非常に重要だというふうに考えておりますので、今御指摘をいただきました手法なども含めて効果をしっかり測定をして、市の組織機構の最適化というものにつなげてまいりたいと考えております。

○委員長（八尋一男君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） R P Aについてお伺いしたいんですけれども、先進地ではR P Aを非常にコストパフォーマンスが悪いということで、途中で導入してたけどやめましたという報告を受けたんですけれども、当市のほうのR P Aのコストパフォーマンスというのはいかなものなのかなというのをお伺いします。

後に県と共同でR P Aサービス等の共同調達、共同利用というふうになると、コストパフォーマンスとかそういうラインコストも下がってくるのかと思うんですけれども、いかなもののでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） R P Aサービスでございます。現在、本市でも税関係業務などでR P A導入をしているところでございますが、委員仰せのとおりR P Aはやはりどちらかといいますと技術的に過渡期の技術といいたいでしょうか、紙で来たものをスキャナーで読み込むであつたり、データで来たものであってもうまくリンクができてないから機械的に読み込む、そういう際にR P Aサービスを使用するものでございます。そういった観点から、R P Aサービスはやはり手法としてベストなものであるかどうかということになれば、ベストではないというふうに私どもも認識をしているところでございます。

今後、窓口D Xなどを本市でも本格的に展開いたしまして、市民の皆さんにできるだけ、

紙で申請書を書いていただくのではなく、タブレット上で操作をしていただいて、申請内容を申請時点で電子化することなどができれば、RPAのニーズも徐々に減ってこようかと思いますので、そういう時代が来ましたら転換を図っていく必要があるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君）　じゃあ、質疑をこれで打ち切ります。ありがとうございました。

以上で本日の議事は終了いたしました。これをもちまして総務市民常任委員会を閉会いたします。

閉会　午後3時16分